
リスクシナリオごとの対応方策

令和3年3月



目 次

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		頁
1 人命の保護が最大限図られること		
1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1
1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生	13
1-3	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫	21
1-4	火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生	29
1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	35
1-6	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	37
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること		
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	41
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	49
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態	55
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	61
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足	65
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	69
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	77
3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること		
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	81
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	87
3-3	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	89
4 経済活動を機能不全に陥らせないこと		
4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	91
4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	95
4-3	基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止	99
4-4	食料等の安定供給の停滞	103

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		頁
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること		
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	107
5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	111
5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	113
5-4	地域交通ネットワークが分断する事態	117
6 重大な二次災害を発生させないこと		
6-1	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	121
6-2	有害物質の大規模流出・拡散	123
6-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	125
6-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	129
7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること		
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	131
7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	133
7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	137
7-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	141

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【住宅・病院・学校等の耐震化】			
1	<住宅の耐震化> 住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行おうとする所有者等を支援する制度や有利な融資制度の周知に努めている。		平成24年時点の住宅の耐震化率は35.4%であり、依然、耐震化が行われていない住宅があることから、耐震化を一層促進する必要がある。
2	<大規模建築物の耐震化> 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の地震に対する安全性を向上させることにより、建物の倒壊等による利用者への被害拡大を防ぐため、大規模建築物の耐震化の促進に取り組んでいる。		公共施設大規模建築物については、耐震化済であるが、民間所有大規模建物については、耐震化について把握していないため、様々な機会を通じて、建物所有者へ耐震診断・耐震改修の必要性について普及啓発を図る必要がある。
3	<公営住宅の耐震化・老朽化対策> 公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、公営住宅の耐震化や老朽化対策に取り組んでいる。		町で管理する定住促進住宅については、平成28年度に建築したものが最も古く、比較的新しいものであるが、約10年を目途に外壁等の老朽化対策を講じる必要がある。
4	<病院施設の耐震化> 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。	初掲	病院施設が災害時に機能不全に陥られないよう、施設の耐震化を進める必要がある。
5	<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	初掲	耐震化が図られていない社会福祉法人施設等があることから、耐震化を推進する必要がある。
6	<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学校施設及び公民館等の地震に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。		公立学校施設の構造体の耐震化は完了しているが、施設の老朽化が著しいため対策が必要である。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物の耐震化や老朽化対策の推進、幹線道路や緊急輸送道路等の整備・機能強化を図るとともに、住民の避難場所の確保や避難行動要支援者の支援体制構築、消防団の充実、自主防災組織の設立・活性化支援等、空き家対策、地域防災力の向上を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き、木造住宅の耐震診断への補助等を実施し、耐震改修工事等への補助等を検討する。	県 町	○住宅の耐震化率 35.4% (H24) →概ね解消 (R7)		建設課
○	大規模建築物等の耐震化を一層促進するため、引き続き、県と連携を図りながら、国の防災・安全交付金等を活用し、耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物の耐震改修工事等へ補助を検討する。 また、様々な機会を通じて、建物所有者へ耐震診断・耐震改修の必要性について普及啓発を図る。	県 町			財政課
○	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効率的に老朽化対策を推進する。※町では公営住宅を管理しておらず社総交を活用した改修等は行えない。(定住促進住宅は対象外)	町			建設課
○	引き続き、県と連携し、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。	県 町 施設管理者等			診療所
○	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き、耐震改修や改築の実施を促進する。	県 町 社会福祉法人等			福祉課
○	公立学校施設については、児童・生徒等の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用し老朽改修などを実施する。 公民館については、利用者の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るため、引き続き、耐震化及び老朽化対策を実施する。	町			教育課

リスクシナリオ			
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	＜私立学校（児童福祉施設）の耐震化＞ 幼児の学習・生活の場である認定こども園の安全確保の充実を図るため、国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進している。		町内の認定こども園において、現時点では、耐震に関する問題は見当たらない。
8	＜建築物等からの二次災害防止対策＞ 余震等による二次災害を防止するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定については、県等関係機関等の協力を得て対応することとしている。		円滑に判定活動を実施するため、県と連携して、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る必要がある。
9	＜ブロック塀等の安全対策＞ 町が管理する施設、学校施設、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検等を実施おり、安全性に問題のある施設については、撤去や改修を進めているほか、社会福祉施設等の施設については、安全対策を働きかけている。		ブロック塀等の安全点検等を実施した結果、学校施設敷地内にブロック塀等はなかった。 社会福祉施設においては、H30にブロック塀安全点検調査等調査を実施し、全施設の安全を確保したが、継続した調査・対策が必要である。
10	＜学校施設等の非構造部材の耐震化＞ 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所としての役割を果たす学校施設等の安全性の向上を図るため、施設の非構造部材の耐震化を推進する。		公立学校施設の構造体の耐震化は完了しているが、施設の老朽化が著しいため対策が必要である。
11	＜文化財の防災対策の推進＞ 地震発生時の倒壊等により人的被害が発生するおそれがある文化財（建造物等）を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の耐震対策や防災設備の整備充実を推進している。		文化財建造物は、木造が多いため火災に弱く、耐震性が十分でない可能性があることから、文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存状況を的確に把握し、必要となる耐震対策や防火施設整備の強化を推進していく必要がある。
【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】			
12	＜公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策＞ 町所有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。	初掲	公共建築物やインフラ施設が建設より30年余り経過している施設が多いことから、中長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
	今後、点検の結果、安全が図られていない場合は、国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を図る。	県 町 学校法人 等			福祉課
○	円滑に判定活動を実施するため、県と連携して、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る。	県 町			建設課
○	安全点検等において問題が認められた学校施設及び社会福祉施設等のブロック塀等については、安全対策工事等を実施するなど、安全対策を進める。	県 町			教育課 福祉課
○	利用者の安全確保及び避難所としての防災機能の強化を図るため、建築士等の有資格者による専門的・技術的な点検を実施する。 また、点検の結果、非構造部材の耐震化が図られていない場合は、耐震対策工事等を実施する。	県 町			教育課
○	消防署、消防団と連携し、文化財を災害、火災から守るため、防災訓練、消火訓練を定期的に実施し、危機管理意識を強化する。	県 町			教育課
○	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、研修会を継続して開催し、施設を管理する職員の意識情勢と知識習得を図る。 さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進する。	町			財政課

リスクシナリオ			
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
13	<役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎、消防署の耐震化を促進している。	初掲	防災拠点となる庁舎については、耐震基準を満たしているが、建設より38年余り経過していることから中長期的な視点をもって計画的に長寿命化対策を行うが、地震による津波災害については、浸水区域に入っていることから、災害対策本部を高台施設に移す必要がある。 消防署については、平成25年度に新築したため、耐震性はあり、当面の間は対策が不要。
14	<港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能保全対策を行っている。	初掲	災害発生時における漁港を利用した物資輸送等も想定し、漁港施設の老朽化対策・機能保全対策を行う必要がある。
15	<ため池・調整池施設の耐震化・老朽化対策> ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査を実施の上、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。	初掲	県が平成25年度から実施した、ため池一斉点検の結果、より詳細な点検を必要とするため池があることから、優先順位を定め計画的に詳細調査に取り組む必要がある。
【市街地の防災対策】			
16	<都市公園における防災対策> 都市公園は、住民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。	初掲	災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明等の設備を導入する必要がある。
17	<幹線街路の整備> 市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進している。	初掲	市街地での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題である。
【道路施設の防災対策】			
18	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	初掲	町内を縦断している国道101号を中心に避難路を考えた場合、依然として多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
19	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	初掲	道路幅の改善や排水構造物の老朽化対策が必要である。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。	町			財政課 総務課
○	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能保全対策を実施する。	県 町			建設課
○	青森県ため池安全・安心力アップ中期プランに基づき、県と連携を図りながら、今後必要となる対策を講じる。	県 町			建設課
○	引き続き、計画的に公園を整備していくとともに、災害発生時に避難場所や活動拠点を確保するため、都市公園の防災機能の強化に向けて検討を行う。	町			建設課
○	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、幹線街路の整備を推進する。	国 県 町			建設課
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町			建設課
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町			建設課

リスクシナリオ			
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
20	<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	初掲	災害発生時の避難路とするには、路面性状に難があり、冬季間の除排雪についても実施する必要がある。
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】			
21	<鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、ＪＲ及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。	初掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、ＪＲ及び民営鉄道事業者との情報共有を図るほか、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。
【空き家対策】			
22	<空き家対策> 大規模災害等による空き家の倒壊等を防止するため、空き家等の対策の推進に関する条例を制定するなど、空き家の解体や適正管理、利活用等を推進している。		大規模災害等における空き家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生などの防止が課題であることから、倒壊のおそれ等がある危険な空き家（特定空家）の解体を促すとともに、空き家の適正管理や利活用等を推進する必要がある。
【防火対策・消防力強化】			
23	<防火対策> 防火意識を啓発するため、毎年春と秋に火災予防運動を実施しているほか、住民や事業所等を対象とした防火教室等を開催している。 また、住宅用火災警報器の設置を推進している。	初掲	火災件数及び火災による死者数を減少させるため、防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。
24	<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。		大規模災害時に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受諾及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
25	<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。	初掲	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町			建設課
	災害時において、円滑な連携が図られるよう、JR及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	県 鉄道事業者等			—
○	倒壊の恐れ等がある危険な空き家の解体の促進や空き家の適正管理、利活用等を推進するため、県と連携し、空き家の実態調査、空き家等対策計画の策定、空き家の適正管理や利活用を促進するためのサポート体制構築などを行う。	県 五所川原 圏域定住 自立圏 町		○	総務課
○	防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き続き、火災予防運動を実施するほか、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。	県 消防本部 町			総務課 消防署
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部			総務課 消防署
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町			総務課

リスクシナリオ			
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
26	<防災ヘリコプター等の活動の確保> 他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施している。大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域航空消防応援に係る受入れ体制に係るマニュアルを作成し、体制を整えている。	初掲	必要となる防災ヘリコプターの場外離着陸場については確保されているが、市町村から場外離着陸場の追加申請がある場合は、現場確認の上、指定手続きを行う必要がある。
【避難所の指定・確保】			
27	<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。	初掲	令和2年7月現在で42の指定避難所（収容人数5854人）を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。
28	<福祉避難所の指定・協定締結> 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。	初掲	3か所の施設と協定を締結しているが、今後も継続して取り組む必要がある。
29	<防災公共の推進> 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。	初掲	災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。
30	<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	初掲	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
31	<避難行動要支援者名簿の作成> 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。	初掲	名簿登録情報が更新されていない場合があるので、随時更新する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
	ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同指揮本部図上訓練等において、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。	県			—
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	町			総務課
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。	町		○	福祉課
○	引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 町			総務課
○	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進めよう指導・助言する。	県 町 事業者			総務課
○	名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、民生委員による避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	町			福祉課

リスクシナリオ			
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【避難行動支援】			
32	＜避難行動要支援者名簿の活用＞ 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を行っている。 避難行動要支援者ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。	初掲	個別の避難支援プランが策定されていない方がいるので、随時策定する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
33	＜自主防災組織の設立・活性化支援＞ 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。	初掲	自主防災組織の組織率は100%となっていることから、引き続き組織率を維持するとともに、活動の充実・強化を図っていく必要がある。
34	＜防災意識の啓発＞ 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	初掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
35	＜防災訓練の推進＞ 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、定期的に総合防災訓練を実施している。	初掲	日本海中部地震や東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等に支援を行っていく必要がある。
36	＜地区防災計画策定の推進＞ コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。	初掲	大規模災害時には、地区住民の自助が必要となることから、各地区自主防災組織ごとの地区防災計画の策定が必要となる。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定支援を行う。	町			福祉課
○	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施する。	県 町			総務課
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県 町			総務課
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。	県 町			総務課
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の町地域防災計画への規定についても進める。	県 町			総務課

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【津波防災施設の整備】			
1	<津波防災施設の整備> 津波等から地域住民の生命財産を守るため、堤防・防潮堤や海岸防災林を整備している。 また、津波等による被害から海岸を防護するため、堤防や護岸などの海岸保全施設の老朽化対策を進めている。		津波等から地域住民の生命財産を守るため、漁港海岸施設を整備しているが、経年劣化による施設の老朽化が見られる漁港海岸施設の老朽化調査と長寿命化計画を策定する。
2	<海岸陸開の管理体制の強化> 海岸陸開等の安全かつ確実な操作のため、操作規則を策定している。 災害発生時における陸開等の操作員の安全確保と確実な閉鎖のため、遠隔操作化を推進している。		陸開等の統一的な操作規則は策定済みであるが、操作者の安全確保を最優先として地域の実情に即した操作・避難等のルールを決めておく必要がある。 また、港湾においては陸開の遠隔化・自動化が行われていないことから、操作員の安全確保と津波襲来時の確実な閉鎖のため、遠隔操作や自動開閉システムの導入を進める必要がある。
【河川・海岸施設の耐震化・老朽化対策】			
3	<河川関連施設の耐震化・老朽化対策> 地震等による河川関連施設の損傷等を防止するため、老朽化対策や耐震対策を推進している。	初掲	河川関連施設の状況を適切に把握するとともに、計画的に耐震化・老朽化対策を実施していく必要がある。
【警戒避難体制の整備】			
4	<津波ハザードマップ及び津波避難計画の改訂> 津波発生時における住民等の迅速な避難を確保し、人的被害を軽減するため、青森県海岸津波対策検討会が公表した津波浸水想定区域に基づく防災マップを作成するとともに、津波避難計画を策定している。		防災マップ及び津波避難計画を最新の情報に保つため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報の変更された場合は適宜更新していく必要がある。 （2015年版 ハザードマップ配布済）
5	<漁船避難ルールづくりの促進> 津波被害から漁業者や漁船を守るため、漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが促進されるよう、津波予測結果に基づく指導・助言等を行っている。		漁業種類、漁船規模等の事由から、ルール策定が困難な状況となっている。
【避難場所の指定・確保】			
6	<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。	1-1 再掲	令和2年7月現在で42の指定避難所（収容人数5854人）を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
大規模津波等による多数の死傷者の発生を防ぐため、津波防災施設等の整備や老朽化対策を推進するとともに、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、避難行動要支援者の支援体制の強化、救助活動を実施する消防力の向上、ハザードマップによる住民の防災意識の向上を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	現在の施設の状況を踏まえ、国の交付金等を活用し、堤防等の漁港海岸施設の整備を実施する。 また、海岸保全施設の長寿命化計画を策定のうえ、国の交付金等を活用し、計画的に老朽化対策を実施する。	県 町			建設課
	陸間等の統一的な操作規則は策定済みであるが、操作者の安全確保を最優先として地域の実情に即した操作・避難等のルールを決めておく必要がある。 また、港湾においては陸間等の遠隔化・自動化が行われていないことから、操作員の安全確保と津波襲来時の確実な閉鎖のため、遠隔操作や自動開閉システムの導入を進める必要がある。	県			建設課
	河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施する。	県			建設課
○	大規模な津波が発生した際、住民等の円滑な警戒避難を確保するため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更があった場合は、防災マップ及び津波避難計画を改定する。	町			総務課
	漁業者による自主的なルール作りが進むよう、津波予測に基づく指導・助言等、県が実施する取組に引き続き協力をしていく。	県 町 漁協	漁船数 約800隻 拠点港数 15港		農林水産課
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	町			総務課

リスクシナリオ			
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<福祉避難所の指定・協定締結> 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。	1-1 より 再掲	3か所の施設と協定を締結しているが、今後も継続して取り組む必要がある。
8	<防災公共の推進> 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。	1-1 より 再掲	災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。
9	<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	1-1 より 再掲	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
10	<都市公園における防災対策> 都市公園は、住民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。	1-1 より 再掲	災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明等の設備を導入する必要がある。
【避難行動支援】			
11	<避難行動要支援者名簿の作成> 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。	1-1 より 再掲	名簿登録情報が更新されていない場合があるので、随時更新する必要がある。
12	<避難行動要支援者名簿の活用> 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を行っている。 避難行動要支援者ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。	1-1 より 再掲	個別の避難支援プランが策定されていない方がいるので、随時策定する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること
 リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。	町		○	福祉課
○	引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 町			総務課 建設課
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。	県 町 事業者			総務課
○	引き続き、計画的に公園を整備していくとともに、災害発生時に避難場所や活動拠点を確保するため、都市公園の防災機能の強化に向けて検討を行う。	町			建設課
○	名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、民生委員による避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	町			福祉課
○	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定支援を行う。	町			福祉課

リスクシナリオ			
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【消防力の強化】			
13	＜消防力の強化＞ 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	1-1 より 再掲	大規模災害時に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受諾及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
14	＜消防団の充実＞ 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、消防団員の確保のため、機能別団員制度を導入し、消防団員の確保に努めている。	1-1 より 再掲	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
15	＜消防団員の安全確保＞ 災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を検討している。		災害時の消防団員の安全確保は必要不可欠な取組であることから、マニュアルを策定する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
16	＜自主防災組織の設立・活性化支援＞ 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。	1-1 より 再掲	自主防災組織の組織率は100%となっていることから、引き続き組織率を維持するとともに、活動の充実・強化を図っていく必要がある。
17	＜防災意識の啓発＞ 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	1-1 より 再掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
18	＜防災訓練の推進＞ 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、定期的に総合防災訓練を実施している。	1-1 より 再掲	日本海中部地震や東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等に支援を行っていく必要がある。
19	＜地区防災計画策定の推進＞ コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。	1-1 より 再掲	大規模災害時には、地区住民の自助が必要となることから、各地区自主防災組織ごとの地区防災計画の策定が必要となる。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部			総務課 消防署
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町			総務課
○	災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を推進する。				総務課
○	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施する。	県 町			総務課
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県 町			総務課
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。	県 町			総務課
○	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の町地域防災計画への規定についても進める。	県 町			総務課

リスクシナリオ			
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【津波防災地域づくりの推進】			
20	＜津波防災地域づくりの推進＞ 国、県及び市町村連携の下、津波防災対策を効率的かつ効果的に推進するため、基礎となる、津波浸水想定を設定するとともに、津波災害警戒区域の指定を進めている。		当町においては、住宅地がほぼ津波浸水想定域であり、より多くの被害を被るため、国、県と連携し津波浸水想定区域をより正確性のある最新のものへ更新する。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	津波に関して新たな知見が得られた場合は、津波シミュレーション等により再度検討し、必要に応じて津波浸水想定を見直す。 津波災害警戒区域の指定のため、必要な調査を実施し、関係市町村と協議の上、指定を進める。	県 町			総務課

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【河川改修等の治水対策】			
1	＜河川改修等の治水対策＞ 洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川改修等の整備を行っている。		計画規模降雨による氾濫から浸水被害を防ぐため、河川改修等の対策を進める必要がある。
【河川・ダム施設等の防災対策】			
2	＜河川関連施設の耐震化・老朽化対策＞ 地震等による河川関連施設の損傷等を防止するため、老朽化対策や耐震対策を推進している。	1-2 再掲	河川関連施設の状況を適切に把握するとともに、計画的に耐震化・老朽化対策を実施していく必要がある。
3	＜内水危険箇所の被害防止対策＞ 内水による浸水被害の発生防止と被害軽減を図るため、雨水管渠や排水ポンプ場の維持管理を行っている。		内水による家屋の浸水被害解消に向けて、浸水対策事業により一層の促進を図る必要がある。
5	＜ため池・調整池の防災対策＞ 将来にわたるため池の機能発揮に向けて、町及び土地改良区が管理しているため池について、管理マニュアルを基に定期的に点検等を実施している。	初掲	近年、集中豪雨や局地的大雨による災害が頻発していることから、住民の安全を確保するため、ため池ハザードマップのさらなる活用と周知が必要である。
6	＜農業水利施設の防災対策・老朽化対策＞ 集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、農業用排水路等の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。		老朽化した農業用排水路等があることから、近年の局地的な集中豪雨等の増加も踏まえ、必要な老朽化対策等を実施していく必要がある。
【警戒避難体制の整備】			
7	＜洪水ハザードマップの作成＞ 洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害軽減を図るため、浸水被害想定調査に基づく、洪水ハザードマップを作成している。		当町においては、洪水予報指定河川はないが、河川周辺の住民への避難方法等を計画する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
広域的かつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川・ダム施設・ため池等の防災対策の推進、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、救助活動を実施する消防力の向上、ハザードマップによる防災意識の向上等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	洪水災害に対する安全性の向上を図るため、計画的かつ効率的に河川改修等を実施する。	国 県 町			建設課
	河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施する。	県			—
○	内水による被害防止に向けて、国の防災・安全交付金等の活用を検討しながら、浸水対策事業に取り組む。	町			建設課
	町及び土地改良区等が管理しているため池や調整池について、計画的に詳細調査を実施する。	町			建設課
	老朽化した農業用排水路等について、機能不全による被害発生の防止を図るため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	県 町			建設課
○	洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川管理者が指定・公表する洪水浸水想定区域を基に洪水ハザードマップを改訂し、住民等に配布・周知する。	町			総務課

リスクシナリオ			
1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
8	<内水ハザードマップの作成> 内水による浸水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、内水ハザードマップの作成を検討している。		住宅地がほぼ海岸線の平地に立地しているため、内水による被害想定はないが、河川周辺の住民への避難方法等を計画する必要がある。
9	<高潮浸水想定区域の指定> 高潮発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、高潮浸水想定区域の指定に取り組んでいる。		近年、全国各地で多発している、想定を超える浸水被害に備え、最大規模の高潮が発生した場合の災害に対する水防体制の強化が課題となっていることから、水位周知海岸及び高潮浸水想定区域を指定する必要がある。
10	<避難勧告等発令体制の整備> 洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、防災関係機関相互の情報伝達網を整備するとともに、雨量、水位等風水害に関する情報を収集する体制の構築に努めている。		災害のおそれがある場合、多くの情報を収集・分析し、それに基づき避難勧告等を発令・伝達しなければならないことから、関係各課との適切な役割分担の体制を構築するとともに、雨量、水位等に関する情報について、河川管理者や気象台等からの専門的な知見を活用できるよう、平時から連携体制を構築していく必要がある。
11	<避難勧告等の発令基準の見直し> 町から住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと（水害、土砂災害、津波）の避難勧告等発令基準を策定している。		国のガイドラインの改訂等があった場合は、適宜、避難勧告等の発令基準を見直していく必要がある。
12	<住民等への情報伝達手段の多様化> 住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、災害情報共有システム（Ｌアラート）、防災無線、広報車、ホームページ等、多様な伝達手段の確保に努めている。	初掲	避難勧告等を迅速に・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いＴＶ放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。
13	<県・町・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市町村、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	初掲	県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを作成し、住民等に配布・周知する。	町			総務課
	水位周知海岸及び高潮浸水想定区域を指定するため、必要な調査を実施し、関係機関等と検討を行い、関係市町村と協議の上、指定を進める。	県			—
○	災害のおそれがある場合の関係各課の役割分担について、地域防災計画に基づく災害対策本部運営訓練等により、実効性を検証し、改善を図っていくとともに、河川管理者や気象台等との連携体制を平時から構築する。 また、洪水災害に備え、円滑に避難勧告等を発令できるよう、県と連携を図りながら、洪水タイムライン（防災行動計画）の策定やホットライン（緊急時の直通電話）の構築を進める。	県 町			総務課
○	国のガイドラインの改訂等があった場合は、地域特性を踏まえ、避難勧告等の発令基準の見直しを行う。	町			総務課
○	さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。 また、災害時のＬアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県 町			総務課
○	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 町			総務課

リスクシナリオ			
1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【避難場所の指定・確保】			
14	<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。	1-1 再掲	令和2年7月現在で42の指定避難所（収容人数5854人）を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。
15	<福祉避難所の指定・協定締結> 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。	1-1 再掲	3か所の施設と協定を締結しているが、今後も継続して取り組む必要がある。
16	<防災公共の推進> 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。	1-1 再掲	災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。
17	<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	1-1 再掲	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
18	<都市公園における防災対策> 都市公園は、住民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。	1-1 再掲	災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明等の設備を導入する必要がある。
【避難行動支援】			
19	<避難行動要支援者名簿の作成> 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。	1-1 再掲	名簿登録情報が更新されていない場合があるので、随時更新する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	町			総務課
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。	町		○	福祉課
○	引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 町			総務課 建設課
○	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進められるよう指導・助言する。	県 町 事業者			総務課
○	引き続き、計画的に公園を整備していくとともに、災害発生時に避難場所や活動拠点を確保するため、都市公園の防災機能の強化に向けて検討を行う。	町			建設課
○	名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、民生委員による避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	町			福祉課

リスクシナリオ			
1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
20	<避難行動要支援者名簿の活用> 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を行っている。 避難行動要支援者ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。	1-1 より 再掲	個別の避難支援プランが策定されていない方がいるので、随時策定する必要がある。
【消防力の強化】			
21	<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	1-1 より 再掲	大規模災害時に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受諾及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
22	<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。	1-1 より 再掲	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
24	<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	1-1 より 再掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
25	<地区防災計画策定の推進> コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。	1-1 より 再掲	大規模災害時には、地区住民の自助が必要となることから、各地区自主防災組織ごとの地区防災計画の策定が必要となる。
26	<水防団の充実強化> 水防管理団体は、地域に密着し、水防活動において重要な役割を果たす水防団について、各地域の実情に応じ、団員の確保と技術力の向上を図っている。		町における水防団は消防団が兼務しているため、装備の充実を図り、水防訓練等を実施していく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定支援を行う。	町			福祉課
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部			総務課
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町			総務課
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県 町			総務課
○	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の町地域防災計画への規定についても進める。	県 町			総務課
	引き続き、水防団員の確保に努めるとともに、水防訓練等を通じて技術力の向上を図っていく。	県			総務課

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【警戒避難体制の整備（土砂災害）】			
1	＜土砂災害ハザードマップの作成・公表＞ 土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域の周辺住民の円滑な警戒避難を確保するため、市町村において土砂災害ハザードマップを作成・公表している。		2015年にハザードマップを作成し、毎戸に配布している。危険箇所の変更等あった場合には、県と連携し改訂版を作成し、周知する。
2	＜避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供＞ 土砂災害のおそれが高まった場合は、住民が自主避難できるよう、土砂災害警戒情報等の情報を住民へ伝達している。		土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難勧告等の発令方法や伝達方法を必要に応じて見直していくとともに、平時から住民に対して土砂災害警戒情報等について理解促進を図っていく必要がある。
【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】			
3	＜砂防関係施設の整備＞ 土砂災害に対し安全安心な生活を確保するため、砂防堰堤等の土砂災害対策を実施している。		(管理施設なし)
4	＜砂防関係施設の老朽化対策＞ 土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定している。		(管理施設なし)
【農山村地域における防災対策】			
5	＜農山村地域における防災対策＞ 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	初掲	洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
6	＜ため池・調整池の防災対策＞ 将来にわたるため池の機能発揮に向けて、町及び土地改良区が管理しているため池について、管理マニュアルを基に定期的に点検等を実施している。	1-3 再掲	近年、集中豪雨や局地的大雨による災害が頻発していることから、住民の安全を確保するため、ため池ハザードマップのさらなる活用と周知が必要である。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生及び県土の脆弱性が高まる事態を防ぐため、警戒避難体制の整備や登山者等の安全対策の推進、避難場所の確保を推進するとともに、ハザードマップによる住民の防災意識の向上等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	引き続き市町村において土砂災害ハザードマップの修正等について、助言等を行うとともに住民に対する、土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を促進する。	県 町			総務課
○	土砂災害に対する住民の警戒避難体制を強化するため、避難勧告等の発令基準や伝達方法等について必要に応じて見直す。	町			総務課
	災害履歴のある個所のほか、避難所等、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所等を対象として、国の防災交付金等を活用し、砂防関係施設の整備を推進する。	県			—
	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県			—
	荒廃地（荒廃するおそれのある場所含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。	県 町			建設課
	町及び土地改良区等が管理しているため池や調整池について、計画的に詳細調査を実施する。	町			建設課

リスクシナリオ			
1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【避難場所の指定・確保】			
7	<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。	1-1 再掲	令和2年7月現在で42の指定避難所（収容人数5854人）を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。
8	<福祉避難所の指定・協定締結> 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。	1-1 再掲	3か所の施設と協定を締結しているが、今後も継続して取り組む必要がある。
9	<防災公共の推進> 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。	1-1 再掲	災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にするためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。
10	<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	1-1 再掲	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
11	<都市公園における防災対策> 都市公園は、住民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。	1-1 再掲	災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明等の設備を導入する必要がある。
12	<情報通信利用環境の強化> 災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する施設においてWi-Fiサービスを提供している。	初掲	災害発生時には、情報収集手段を喪失する恐れがあることから、情報通信利用環境の強化・充実を図る必要がある。
【避難行動支援】			
13	<避難行動要支援者名簿の作成> 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。	1-1 再掲	名簿登録情報が更新されていない場合があるので、随時更新する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	町			総務課
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。	町		○	福祉課
○	引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 町			総務課 建設課
○	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進められるよう指導・助言する。	県 町 事業者			総務課
○	引き続き、計画的に公園を整備していくとともに、災害発生時に避難場所や活動拠点を確保するため、都市公園の防災機能の強化に向けて検討を行う。	町			建設課
○	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	町			財政課
○	名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、民生委員による避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	町			福祉課

リスクシナリオ			
1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
14	<避難行動要支援者名簿の活用> 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を行っている。 避難行動要支援者ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。	1-1 より 再掲	個別の避難支援プランが策定されていない方がいるので、随時策定する必要がある。
【消防力の強化】			
15	<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	1-1 より 再掲	大規模災害時に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受諾及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
16	<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、消防団員の確保のため、機能別団員制度を導入し、消防団員の確保に努めている。	1-1 より 再掲	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
17	<土砂災害に対する防災意識の啓発> 土砂災害に対する地域住民の防災意識の向上を図るため、市町村と連携を図りながら、土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、防災教室の開催やハザードマップに基づく避難訓練等を実施している。		2015年にハザードマップを作成し、毎戸に配布している。危険箇所の変更等あった場合には、県と連携し改訂版を作成し、周知する。 また、土砂災害に対する防災訓練等を実施する。
18	<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。	1-1 より 再掲	自主防災組織の組織率は100%となっていることから、引き続き組織率を維持するとともに、活動の充実・強化を図っていく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定支援を行う。	町			福祉課
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部			総務課 消防署
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町			総務課
○	住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を図るため、広報紙やホームページ等により、土砂災害ハザードマップの周知を図る。	町			総務課
○	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施する。	県 町			総務課

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防雪施設の整備】			
1	＜防雪施設の整備＞ 冬期間の安全な道路交通等を確保するため、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備を推進している。		
【道路交通の確保】			
2	＜除排雪体制の強化＞ 降雪等による道路交通の阻害を解消するため、除雪協力業者等の確保に努め、効率的な除雪を実施している。		除排雪業者の高齢化に伴う運転手の確保が困難である。
3	＜立往生車両の未然防止＞ 豪雪時等の異常気象による立往生車両の発生を未然に防止するため、事前通行止めを適切に行うほか、立往生車両が発生した際に速やかに道路交通を確保するため、災害対策基本法に基づく車両移動等について検討している。 なお、平成24年2月に暴風雪による車両の立往生が発生した国道279号では、再発防止に向けて、関係機関との連携強化や緊急時の体制構築を図るとともに、対応訓練を実施している。		災害対策基本法に基づく道路区間指定を行うための手順や車両の移動方法が煩雑かつ関係者が多岐にわたるため、関係者間で十分に確認、調整を行う必要がある。
【代替交通手段の確保】			
4	＜代替交通手段の確保＞ 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図っている。	初掲	災害発生時に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者との情報共有を安定的に行う必要がある。
【情報通信の確保】			
5	＜情報通信利用環境の強化＞ 災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する施設においてWi-Fiサービスを提供している。	1-4より再掲	災害発生時には、情報収集手段を喪失する恐れがあることから、情報通信利用環境の強化・充実を図る必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
6	＜冬季の防災意識の啓発＞ 豪雪災害等に対する防災意識の向上及び、雪下ろし事故の防止を図るための対策を検討する。		住民の高齢化に伴い雪下ろし、雪片付けのできない高齢者が増化している。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、防雪施設の整備や除排雪体制の強化や、代替え交通手段の確保を推進するとともに、広報・ホームページによる冬季の防災意識の啓発を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	冬期間の安全な道路交通確保等に向けて、県と連携を図りながら、雪害対策が必要な箇所を把握し、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備や老朽化対策を実施する。	県 町			建設課
○	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、引き続き除雪協力業者を確保するとともに、国・県との連携強化や相互支援体制等の構築に取り組む。	国 県 町			建設課
	災害対策基本法に基づく道路区間指定を行うための手順や車両の移動方法に関する知識を習得するため、訓練の実施や運用方針の検討を行う。	県			—
○	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。	県 町			財政課
○	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	町			財政課
○	住民への広報・ホームページ等による注意喚起や除排雪業者の情報提供を実施する。	町			建設課

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【行政情報連絡体制の強化】			
1	<県・町・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町村、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	1-3 より 再掲	県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
【住民等への情報伝達の強化】			
2	<住民等への情報伝達手段の多様化> 住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災無線、広報車、ホームページ等、多様な伝達手段の確保に努めている。	1-3 より 再掲	避難勧告等を迅速に・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。
3	<情報通信利用環境の強化> 災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する施設においてWi-Fiサービスを提供している。	1-4 より 再掲	災害発生時には、情報収集手段を喪失する恐れがあることから、情報通信利用環境の強化・充実を図る必要がある。
4	<障がい者等に対する避難情報伝達> 障がい者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、ホームページにより、災害情報メールへの登録方法等を周知している。		障がい者等の要援護者は、障害の程度により外部からの情報を得られにくい場合、避難情報が障がい者等に確実に伝わるよう伝達手段や体制を検討していく。
5	<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> 外国人を含む観光客に対する防災情報提供として、町が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。	初掲	町が管理する施設等のWi-Fi環境を充実させるとともに、観光施設等においてWi-Fiサービスの利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に
伴う多数の死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報連絡体制や住民等への情報提供手段の強化を推進するとともに、住民の防災意識の向上や防災教育の推進等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 町			総務課
○	さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。 また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県 町			総務課
○	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	町			財政課
○	障がい者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、引き続き、防災情報メールの周知を行うほか、避難情報が確実に伝わるよう伝達手段や体制について検討する。	町			総務課
	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、多言語による情報の発信について検討する。	町			総務課 観光課

リスクシナリオ			
1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
6	＜防災意識の啓発＞ 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	1-1 より 再掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
7	＜防災情報の入手に関する普及啓発＞ 災害発生時において、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、各家庭等において日頃から準備しておくべきことについて、ホームページや防災訓練等を通じて普及啓発を行っている。		災害に伴う大規模停電発生等においても、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、情報通信環境の変化等も踏まえた普及啓発を実施していく必要がある。
8	＜地区防災計画策定の推進＞ コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。	1-1 より 再掲	大規模災害時においては、地区住民の自助が必要となることから、各地区自主防災組織ごとの地区防災計画の策定が必要となる。
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】			
9	＜防災教育の推進＞ 児童生徒の防災意識を育成するため、防災施設見学や、パンフレットの配布、防災教室の実施を行っている。		災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であることから、防災教育の充実を図る必要がある。
10	＜学校防災体制の確立＞ 学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において危機管理マニュアルを作成し、避難訓練等を実施している。		危機管理マニュアルについては、社会環境の変化など各学校や地域の実情を踏まえ、必要な見直しを図っていく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に
伴う多数の死傷者の発生

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県 町			総務課
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。 また、引き続き、広報やホームページ、防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。	県 町			総務課
○	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の町地域防災計画への規定についても進める。	県 町			総務課
○	各学校において、適切な防災教育が実施されるよう、普及啓発活動の充実を図る。	町			教育課
○	各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。	町			教育課

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】			
1	<非常物資の備蓄> 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、防災備蓄倉庫に備蓄を進めている。 また、災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び町では、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料・飲料水を備蓄するよう啓発している。	初掲	引き続き、公的備蓄を進めていくとともに、住民等に家庭内備蓄について啓発する必要がある。また、スーパー、飲料水メーカー等との物資供給に関する協定をさらに推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。
2	<災害発生時の物流インフラの確保> 災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、県と連携しながら、道路等の物流インフラの強化策を検討している。		大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断などにより物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。
3	<石油燃料供給の確保> 県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」に基づき、毎年度当該情報を更新している。 また、県、町、青森県石油商業組合西北五支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を検討する。	初掲	災害発生においては、県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」の協定が有効に機能するよう、引き続き供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。 また、県、町、青森県石油商業組合西北五支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を行う必要がある。
4	<避難所等への燃料供給の確保> 災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、県及び町では、（一社）青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結している。	初掲	引き続き、（一社）青森県エルピーガス協会と協定が有効に機能するよう、引き続き供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
5	<避難所における水等の確保> 災害発生時における避難所の水を確保するため、水道事業者（市町村等）において、応急給水の体制を整え、応急給水資機材の整備を行うと共に、水道災害相互応援協定により圏内水道事業者が相互に水道施設の復旧と、運搬給水等による水の確保について応援することとしている。 また、災害時における物資の供給に関する協定を締結している事業者から提供を受けた飲料水等の物資や国等からの支援物資の輸送について、災害時における物資等の緊急輸送に関する協定を締結した事業者等と訓練等を通じて連携を図っている。		物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないよう、避難所で必要となる水等の物資について、水道の応急対策の強化、多様な水源の利用の普及推進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築など、水等の確保に向けた取組が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、支援物資等の供給体制の確保や水道施設・物流関連施設の防災対策の推進を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、物資供給に関する協定の締結を推進する。	県 町			総務課
○	災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が進めている防災物流インフラ強化計画の策定に協力するとともに、計画策定後は、本計画に基づき県と連携しながら危険箇所対策を検討する。	県 町			総務課
○	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県 町			総務課 財政課
○	災害発生時に避難所等への応急対策用燃料（液化石油ガス）等を確保するため、（一社）青森県エルピーガス協会との協定締結を進める。	町			総務課 財政課
○	災害発生時における避難所の水等を確保するため、引き続き水道事業者等の関係事業者と応急給水等に向けた連携を高め、多様な水源の利用について普及を図るとともに、県民へ飲料水の備蓄や非常用持ち出し袋の準備等を啓発することに加え、県民の備蓄の補完としての公助による飲料水等の備蓄を進める。 また、飲料水をはじめとする災害時の物資の供給に関する協定の締結を推進するとともに、災害時の緊急輸送に関する協定締結事業者等との連携により円滑な物資輸送を推進する。	町			水道課

リスクシナリオ			
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	＜災害応援の受入体制の構築＞ 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	初掲	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続き等を訓練により定期的に確認する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。
7	＜救援物資等の受援体制の構築＞ 災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。	初掲	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義捐物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。
8	＜要配慮者（難病疾患等）への医療的支援＞ 在宅で人工呼吸器等を使用している難病患者や小児慢性特定疾病患者等が、災害発生時も継続治療ができるようにするため、患者の把握に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等を確認し、必要な助言を行っている。		災害発生時で停電になった場合は生命にかかわることから、停電時に備えて、在宅で人工呼吸器等を使用している患者には、停電後も継続して人工呼吸器等を使用できる環境の整備を図る必要がある。 また、透析患者については、透析治療が維持できるよう受入可能な医療機関に関する情報を提供する体制を構築しておく必要がある。
9	＜災害用医薬品等の確保＞ 災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めているほか、薬局等と医薬品の供給に関する協定を締結している。 なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。		災害発生時に救護班が使用する医薬品等の確保に向けて、協定等が有効に機能するよう、引き続き関係機関等と連携していく必要がある。
【水道施設の防災対策】			
10	＜水道施設の耐震化・老朽化対策＞ 災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。	初掲	積極的に耐震化整備を推進したいが、予算が伴うものであり老朽化したものから順次更新している。
11	＜応急給水資機材の整備＞ 水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。	初掲	給水タンク、給水容器等最低限の整備はしているものの、災害の規模・範囲等によっては十分とは言えない。今後も計画的に整備(補充)は必要である。
12	＜水道施設の応急対策＞ 災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図っている。	初掲	万が一に備え管路等の資材は常備、補充管理している。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町			総務課
○	物資等の受援を円滑に実施するための、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。	町			総務課
○	在宅で人工呼吸等を使用している患者の名簿作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を行う。 透析患者については、受入可能な医療機関に関する情報を提供するための体制を構築するとともに、関係機関との連携強化を図る。	町			福祉課
○	災害時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、防災訓練の実施などにより、関係機関等との連携体制を強化していく。	町			健康推進課
○	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	水道事業団			水道課
○	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。	水道事業団		○	水道課
○	災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急復旧）の更新を図る。	水道事業団		○	水道課

リスクシナリオ			
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
13	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	町内を縦断している国道101号を中心に避難路を考えた場合、依然として多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
14	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	道路幅の改善や排水構造物の老朽化対策が必要である。
15	<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 より 再掲	災害発生時の避難路とするには、路面性状に難があり、冬季間の除排雪についても実施する必要がある。
16	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替補・完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	初掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】			
17	<鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、JR及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。	1-1 より 再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、JR及び民営鉄道事業者との情報共有を図るほか、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。
【港湾・漁港の防災対策】			
18	<港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能保全対策を行っている。	1-1 より 再掲	災害発生時における漁港を利用した物資輸送等も想定し、漁港施設の老朽化対策・機能保全対策を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町			建設課
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町			建設課
	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町			建設課
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 町		○	建設課
	災害時において、円滑な連携が図られるよう、JR及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	県 鉄道事業者等			—
○	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能保全対策を実施する。	県 町			建設課

リスクシナリオ			
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【食料生産体制の強化】			
19	<食料生産体制の強化> 農業については、荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。 漁業については、水揚量の増加を図るため、生産者に対する働きかけを行っている。	初掲	農業については、一定程度（概ね5～6割程）の農地が担い手へ集積・集約化しているものの、高齢化等により離農する農業者が多く、耕作条件が劣る農地の荒廃が散見される。 漁業においては、水揚げ量の減少など厳しい状況が続いている。 野生動物による農林水産業への被害が顕在化しており対策が必要である。
20	<農業・水産施設の老朽化対策> 農作物・水産物の安定供給のため、農業・漁港施設の老朽化対策を行っている。	初掲	農業については、一定程度（概ね5～6割程）の農地が担い手へ集積・集約化しているものの、高齢化等により離農する農業者が多く、耕作条件が劣る農地の荒廃が散見される。 漁業においては、水揚げ量の減少など厳しい状況が続いている。 野生動物による農林水産業への被害が顕在化しており対策が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	農業については、中山間地域等直接支払制度や農地中間管理事業など施策を活用し、荒廃農地の発生防止に努める。 漁業については、つくり育てる漁業及び養殖業の推進により水揚げ量の増加を図る。 捕獲及び地域住民の追払い等により被害の軽減を図る。	町	平成21年度水揚げ数量 約5,800トン 令和元年度水揚げ数量 約4,400トン 令和元年度野生動物による農作物被害金額135万円、被害面積0.8ha		農林水産課
○	引き続き、農作物・水産物の安定供給のため、農業・漁港施設の老朽化対策を実施する。	県 町 土地改良区			農林水産課

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【集落の孤立防止対策】			
1	＜集落の孤立防止対策＞ 災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の「防災公共」の取組を県と一体となって推進している。 この一環として、地震・大雨により孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいる。		近年増加する集中豪雨等により、山間部の3箇所が孤立する可能性が高く、また、国道101号の寸断により多くの孤立集落が発生する可能性もあるため、道路・橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいく必要がある。
【孤立集落発生時の支援体制の構築】			
2	＜孤立集落発生時の支援体制の確保＞ 孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるため、市町村間の広域連携の観点から、他自治体との相互応援協定を締結している。		多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。
【代替交通・輸送手段の確保】			
3	＜代替交通手段の確保＞ 災害発生時等に道路が利用できなくなった場合の代替交通手段確保のため、航路運航事業者・航空会社等と情報共有を図っている。	1-5 より 再掲	大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は海上及び航空輸送となることから、航路運行事業者・航空会社等の連携を図っていく必要がある。
4	＜代替輸送手段の確保＞ 海に面する当町の地域特性を生かし、災害発生時に漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の長寿命化を図るための水産物供給基盤機能保全事業基本計画を策定している。	初掲	大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は海上輸送となることから、策定した水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、施設保全工事を適切に行っていくほか、日常点検を着実にを行うなど、施設の維持管理をより効果的かつ効率的に実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある集落への支援体制の構築や、代替え交通・輸送手段の確保、道路施設の防災対策を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県との連携を図りながら、引き続き、孤立の恐れがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握のうえ、必要な対策を実施する。	県 町			建設課
○	県及び周辺市町村や防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に支援する内容について検討する。	県 町		○	総務課
○	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図っていく。	県 町			総務課
○	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、水産物供給基盤機能保全事業計画に基づき、今後も漁港施設の長寿命化を図る。	県 町			建設課

リスクシナリオ			
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防災ヘリコプターの運航の確保】			
5	＜防災ヘリコプターの連携体制の確立＞ 他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施している。 大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域航空消防応援に係る受入体制に係るマニュアルを作成し、体制を整えている。	初掲	防災関係機関相互の連携体制を確立するため、引き続き、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する必要がある。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する必要がある。
6	＜防災ヘリコプター等の活動の確保＞ 災害発生時に防災ヘリコプター等が、被災地周辺に離着陸できるように、全市町村に1カ所以上、県内90カ所を場外離着陸場に指定している。	1-1 より 再掲	必要となる防災ヘリコプターの場外離着陸場については確保されているが、市町村から場外離着陸場の追加申請がある場合は、現場確認の上、指定手続きを行う必要がある。
【情報通信の確保】			
7	＜情報通信利用環境の強化＞ 災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する施設においてWi-Fiサービスを提供している。	1-4 より 再掲	災害発生時には、情報収集手段を喪失する恐れがあることから、情報通信利用環境の強化・充実を図る必要がある。
【道路施設の防災対策】			
8	＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	町内を縦断している国道101号を中心に避難路を考えた場合、依然として多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
9	＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	道路幅の改善や排水構造物の老朽化対策が必要である。
10	＜町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 より 再掲	災害発生時の避難路とするには、路面性状に難があり、冬季間の除排雪についても実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

重点 項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
	ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同式本部図上訓練等において、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。	県			—
	既存の場外離着陸場については、引き続き、定期的に現況調査を実施する。 また、市町村から場外離着陸場の追加申請がある場合は、迅速に現場確認を行い、指定に向けた手続きを実施する。	県			—
○	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	町			財政課
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町			建設課
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町			建設課
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町			建設課

リスクシナリオ			
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
11	＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替補・完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県			—

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】			
1	<役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎、消防署の耐震化を促進している。	1-1 より 再掲	防災拠点となる庁舎については、耐震基準を満たしているが、建設より38年余り経過していることから中長期的な視点をもって計画的に長寿命化対策を行うが、地震による津波災害については、浸水区域に入っていることから、災害対策本部を高台施設に移す必要がある。 消防署については、H25年度に新築したため、耐震性あり、当面の間は対策が不要。
【災害対策本部等機能の強化】			
2	<災害対策本部機能の強化> 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。	初掲	災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】			
3	<災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化> 災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動される緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、青森県緊急消防援助隊受援計画を策定している。 また、北海道東北各県持ち回りで緊急消防援助隊のブロック訓練を実施している。		当町においては、これまでに災害時の緊急消防援助隊の受入れをしておらず、今後の訓練等に参加し、災害発生時における対応の実効性を高める必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
4	<防災航空隊への航空支援> 大規模災害発生時、緊急消防援助隊航空部隊等の応援を受ける場合、航空部隊が円滑に活動できるよう、県内の消防機関と青森県防災航空隊経験者を航空支援員として派遣する協定を締結している。		これまでに航空支援員を派遣するような事態が発生していないことから、災害時における対応の実効性を高める必要がある。
5	<医療従事者確保に係る連携体制> 町内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。	初掲	災害発生時の保健医療活動を総合調整する県や関係機関との連携を強化していく必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
自衛隊、警察、海保等の被災により救助・救急活動等が実施できない事態を防ぐため、防災関連施設や公共施設の耐震化・老朽化対策の推進、防災関係機関の連携強化、災害応援・救援物資等の受入体制の確保、防災訓練の推進や自主防災組織の活性化による地域防災力の向上等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。	町			財政課
○	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	町			総務課
○	災害発生時に緊急消防援助隊の受入れを円滑に行うため、北海道東北ブロック訓練を開催・参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。	県 町			総務課 消防署
○	災害発生時に緊急消防援助隊の受入れを円滑に行うため、北海道東北ブロック訓練を開催・参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。	県 町			総務課 消防署
○	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制の強化を図る。	町			健康推進課

リスクシナリオ			
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	初掲	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害にも視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
7	<図上訓練の実施> 災害対策本部の運営や防災関係機関との連携等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施している。	初掲	令和元年に県の市町村防災協力事業において図上訓練を実施したが、災害時における即応力を高めるため、今後も図上訓練の実施を検討する必要がある。
【救急・救助活動の体制強化】			
8	<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	1-1 より 再掲	大規模災害時に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受諾及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
9	<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。	1-1 より 再掲	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
11	<救急・救助活動等の体制強化> 災害発生時における救命率の向上を図るため、定期に実施している地域メディカルコントロール協議会事例検討会や各種講習会を活用し、救急救命士及び救急隊員に対する指示・指導・助言体制の充実を図っている。 また、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士再教育要領に基づき救急救命士の再教育を実施している。救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう各所属の業務の中で教育訓練を実施している。		災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上のため、引き続き救急救命士の再教育を進める必要がある。 また、救急救命士以外の消防職員が災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、引き続き、継続的かつ効果的な教育訓練を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	町 防災関係機関			総務課
○	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営するとともに、防災関係機関と連携した適切な応急対応が実施できるよう、図上訓練を実施する。	町 防災関係機関			総務課
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部			総務課 消防署
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町			総務課
○	災害時の救急体制のさらなる充実を図るため、引き続き、救急救命士の新規育成、指導救命士による救急救命士の教育を含めた救急救命士に対する再教育を進めていく。 また、救急救命士以外の消防職員に対しても、災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、引き続き、実効性が高く効果的な教育訓練を実施する。	消防本部 町			総務課 消防署

リスクシナリオ			
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】			
12	＜災害応援の受入体制の構築＞ 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	2-1 より 再掲	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続き等を訓練により定期的に確認する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。
13	＜救援物資等の受援体制の構築＞ 災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。	2-1 より 再掲	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義捐物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていなかったため、これらを具体化する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
14	＜防災意識の啓発＞ 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	1-1 より 再掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
15	＜防災訓練の推進＞ 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、定期的に総合防災訓練を実施している。	1-1 より 再掲	日本海中部地震や東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等に支援を行っていく必要がある。
16	＜自主防災組織の設立・活性化支援＞ 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。	1-1 より 再掲	自主防災組織の組織率は100%となっていることから、引き続き組織率を維持するとともに、活動の充実・強化を図っていく必要がある。
17	＜地区防災計画策定の推進＞ コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行っている。	1-1 より 再掲	大規模災害時には、地区住民の自助が必要となることから、各地区自主防災組織ごとの地区防災計画の策定が必要となる。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町			総務課
○	物資等の受援を円滑に実施するための、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。	町			総務課
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県 町			総務課
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。	県 町			総務課
○	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施する。	県 町			総務課
○	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の町地域防災計画への規定についても進める。	県 町			総務課

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】			
1	<石油燃料供給の確保> 県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」に基づき、毎年度当該情報を更新している。 また、県、町、青森県石油商業組合西北五支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を検討する。	2-1 より 再掲	災害発生においては、県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」の協定が有効に機能するよう、引き続き供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。 また、県、町、青森県石油商業組合西北五支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を行う必要がある。
2	<緊急車両等への燃料供給の確保> 災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、青森県石油商業組合西北五支部と優先供給に係る協定を締結している。		災害発生時において、青森県石油商業組合西北五支部との優先供給協定が有効に機能するよう、防災訓練の実施などにより連携体制を確認するとともに情報更新等を行う必要がある。
3	<医療施設の燃料等確保> 病院の自家発電燃料について、災害時に青森県石油商業組合西北五支部が締結している「災害時における石油燃料の優先供給に関する協定書」により優先供給の提供を受けることとしている。		災害発生時において、緊急車両等への燃料の優先供給を確保するため、引き続き、青森県石油商業組合西北五地区との連携体制を維持する必要がある。
【防災ヘリ・ドクターヘリの燃料の確保】			
4	<防災ヘリコプターの燃料確保> 大規模災害発生時等に防災ヘリコプターが継続して運航できるよう航空燃料を確保するため、青森空港内に所在する供給事業者及び県外からタンクローリー等での燃料搬送も可能な県外の供給事業者それぞれと協定を締結し、燃料供給体制を構築している。 また、各消防本部等に航空燃料を備蓄し、航空燃料の劣化を防ぐため定期的に燃料交換を行っている。		各消防本部等に保管している備蓄燃料の保管施設の老朽化対策・耐震化を進める必要がある。 また、消防本部等に備蓄している航空燃料の劣化を防ぐため、定期的に交換する必要がある。
【道路施設の防災対策】			
5	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	町内を縦断している国道101号を中心に避難路を考えた場合、依然として多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、緊急車両・病院・防災ヘリに対する燃料供給の確保、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策、道路施設の防災対策の推進を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県 町			総務課
○	災害発生時において、協定に基づき緊急車両等への燃料の優先供給を確保できるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。	町			総務課 財政課
	近隣の石油商業組合への依頼や県への応援要請の他、県内外の備蓄在庫のある業者からの調達による確保に努める。	施設管理者等			診療所
○	備蓄燃料保管場所の耐震化・老朽化の状況を確認し、各消防本部等へ耐震化対策・老朽化対策を依頼する。 また、消防本部等に備蓄している航空燃料の劣化を防ぐため、4ヶ月毎に交換を実施する。	県 町			—
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町			建設課

リスクシナリオ			
2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	道路幅の改善や排水構造物の老朽化対策が必要である。
7	<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 より 再掲	災害発生時の避難路とするには、路面性状に難があり、冬季間の除排雪についても実施する必要がある。
8	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替補・完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施す	県 町			建設課
	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町			建設課
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県		○	—

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【帰宅困難者の避難体制の確保】			
1	＜観光客の避難体制の強化＞ 災害発生時の観光客の安全確保を図るため、危機管理の必要性を県内市町村や観光事業者・団体等に普及啓発するセミナーを開催するなど、災害発生時を想定した観光客への適切な対応体制の整備を推進している。		個人観光客が多くを占める現状にあって、災害が発生し帰宅困難となった場合に対応するため、外国人を含む観光客が自力で避難し、情報収集できるような体制を構築し、観光客に安全・安心に滞在してもらえる受入環境を整備する必要がある。
2	＜観光客等に対する広域避難の強化＞ 災害発生時に地域住民や観光客等が安全に避難できる避難所等を確保するため、指定避難所等の指定を進めている。		町内で開催されるイベントや観光来訪時に災害が発生し、観光客等が帰宅困難となった場合、町の避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難などの対応を検討する必要がある。
【支援物資等の供給体制の確保】			
3	＜非常物資の備蓄＞ 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、防災備蓄倉庫に備蓄を進めている。 また、災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び町では、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料・飲料水を備蓄するよう啓発している。	2-1 より 再掲	引き続き、公的備蓄を進めていくとともに、住民等に家庭内備蓄について啓発する必要がある。また、スーパー、飲料水メーカー等との物資供給に関する協定をさらに推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。
4	＜応急給水資機材の整備＞ 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。	2-1 より 再掲	給水タンク、給水容器等最低限の整備はしているものの、災害の規模・範囲等によっては十分とは言えない。今後も計画的に整備(補充)は必要である。
5	＜災害応援の受入体制の構築＞ 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	2-1 より 再掲	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続き等を訓練により定期的に確認する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。
6	＜救援物資等の受援体制の構築＞ 災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。	2-1 より 再掲	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義捐物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給が不足する事態を防ぐため、帰宅困難者の避難・輸送体制の強化、支援物資等の供給体制の確保を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、受入環境の改善を図るとともに、災害発生時において外国人観光客が自力で情報収集、避難ができる体制を整えるため、事業者や市町村、警察等と連携しながら、事業者の災害発生時対応力の向上を図る。	県			—
○	災害発生時に町の避難所だけでは十分に対応できない場合も想定し、県と連携を図りながら、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難等について検討する。	県町			観光課
○	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、物資供給に関する協定の締結を推進する。	県町			総務課
○	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。	水道事業団		○	水道課
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町			総務課
○	物資等の受援を円滑に実施するための、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。	町			総務課

リスクシナリオ			
2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【情報伝達の強化】			
7	<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> 外国人を含む観光客に対する防災情報提供として、町が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。	1-6より再掲	町が管理する施設等のWi-Fi環境を充実させるとともに、観光施設等においてWi-Fiサービスの利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。
8	<交通規制等の交通情報提供> 自動車運転者等に県内の道路の交通規制状況を把握してもらうため、「青森みち情報」HPや道路情報板で通行止めなどの交通情報を提供している。		通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、国民の理解と協力を促していく必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等 の供給不足

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、多言語による情報の発信について検討する。	町			観光課
	引き続き、交通情報を提供するとともに、災害時の自動車による不要不急の外出を控えるよう、県民の理解と協力を促していく。	県			—

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【病院・福祉施設等の耐震化】			
1	<病院施設の耐震化> 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。	1-1 より 再掲	病院施設が災害発生時に機能不全に陥られないよう、施設の耐震化を進める必要がある。
2	<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	1-1 より 再掲	耐震化が図られていない社会福祉法人施設等があることから、耐震化を推進する必要がある。
【災害発生時における医療提供体制の構築】			
3	<災害時医療の連携体制> 災害発生時において、病院としての適切な医療行為を確保するため、病院災害対策マニュアルの整備を行うとともに、BCP（事業継続計画）を作成し対応を検討している。 また、災害の発生により、医療機能が麻痺した場合に備えて、救護班の編成及び救護所の設置を地域防災計画で定めている。		診療体制の状況に応じて、事業継続計画、地域防災計画の見直しが必要である。また、県や関係機関との連携を強化していく必要がある。
5	<医療従事者確保に係る連携体制> 町内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。	2-3 より 再掲	災害時の保健医療活動を総合調整する県や関係機関との連携を強化していく必要がある。
6	<お薬手帳の利用啓発> 災害時に医療施設が被災し、患者情報の確認が困難な場合でも、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられるように、「おくすり手帳」の普及啓発を行っている。		平常時のお薬手帳の活用であることから、災害時の活用についても普及啓発していく必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の
麻痺

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶等による医療機能の麻痺を防ぐため、病院施設や社会福祉施設等の耐震化を推進、災害発生時における医療提供体制の構築や要配慮者への支援体制の強化及び道路施設の防災対策の推進を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	引き続き、県と連携し、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。	県 町 施設管理者等			診療所
○	県及び町は、社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き、耐震改修や改築の実施を促進する。	県 町 社会福祉法人等			福祉課
	関係機関からの支援及び派遣要請にどのようなものが予想されるかを検討のうえ、マニュアルの見直しを進めていく。 また、大規模災害発生時に町の救護班が不足した場合に備え、防災訓練の実施などにより、公的医療機関や医師会との連携体制を強化する。	施設管理者等			診療所
○	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制の強化を図る。	町			診療所
○	災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、「お薬手帳」の携行について普及啓発を図る。	県 町 薬剤師会			診療所

リスクシナリオ			
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防災ヘリコプターの運航の確保】			
7	＜防災ヘリコプターの連携体制の確立＞ 他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施している。 大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域航空消防応援に係る受入体制に係るマニュアルを作成し、体制を整えている。	2-2 より 再掲	防災関係機関相互の連携体制を確立するため、引き続き、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する必要がある。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する必要がある。
【避難者の健康対策】			
8	＜避難所外避難者の対策＞ 災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。 また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。		車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。 また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。
9	＜長期間にわたる避難生活対策＞ 災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。 また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。		主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。
【要配慮者への支援等】			
10	＜要配慮者等への支援＞ 災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、県では、避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害福祉支援チーム（DCAT）の派遣体制を構築し、また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。 また、県が進めているDCATの派遣体制整備に向けて、県が開催する研修会や会議に参加している。		県のDCAT派遣体制整備の協力と研修や会議へ参加する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の
麻痺

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
	ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同式本部図上訓練等において、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。	県			—
○	引き続き、災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や市町村との連携体制強化のため研修等を実施する。 また、被災者台帳作成のための事前準備を促すための支援を進めていく。	県 町			健康推進課
○	災害発生時の中長期的なケア・健康管理を含めた災害時の保健医療活動を実施する体制を強化するため、引き続き、研修等の実施より保健医療調整本部の体制の強化及び市町村との連携の強化を行うと共に広域支援の受け入れ体制についても整備を進める。	県 町			健康推進課
○	災害発生時における要配慮者の支援体制の整備に向けて、県は災害福祉支援チーム（ＤＣＡＴ）の養成研修を実施するとともに、県外からの支援受け入れ態勢について検討する。 町は、県のＤＣＡＴ派遣体制整備に向けて、引き続き、県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力する。	県 町 施設管理者等			福祉課

リスクシナリオ			
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
11	<男女のニーズの違いに配慮した支援> 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、地域住民や避難所となる学校関係者、職員参加のもと実施している避難所運営訓練において、男女のニーズの違いに配慮したシナリオを取り入れている。		男女のニーズの違いに配慮した支援を行う必要がある。
12	<心のケア体制の確保> 心の健康づくりを推進するため、こころの病気とその対応についての普及啓発や支援者の育成、子どもへのストレスの対処方法等の情報提供、相談窓口の周知を行っている。		被災時は平常時より強いストレスにさらされ、心身にストレス反応が現れることがあるため、災害時のストレスに対応する方法も含めた心の健康づくりを推進していく必要がある。
13	<児童生徒の心のサポート> 被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、県のスクールカウンセラーの派遣等を行っている。		県予算でスクールカウンセラー（SC）の配置を受けており、緊急派遣の要請が制度上利用出来ることになっている。ただ、予算や他市町村との調整などの制約があるため、必要な時にタイミングよく配置できるかはわからない。独自配置も含めた拡充を進める必要がある。
14	<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> 外国人を含む観光客に対する防災情報提供として、町が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。	1-6 より 再掲	町が管理する施設等のWi-Fi環境を充実させるとともに、観光施設等においてWi-Fiサービスの利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。
15	<動物救護対策> 地域防災計画において、避難所におけるペットの飼育管理及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対し一緒に避難したペットの適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じることとしている。		ペットの飼養に関する正しい知識やペットのしつけが十分でない場合、災害時のペットとの同行避難や避難所での適切な飼養が難しくなることからあるため、ペットの災害対策の意義や平時から行う対策、災害時の行動等について、普及啓発を図る必要がある。
【道路施設の防災対策】			
16	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	町内を縦断している国道101号を中心に避難路を考えた場合、依然として多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の
麻痺

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、引き続き、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営訓練等を実施する。	町			福祉課
○	災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、引き続き、こころの病気とその対応についての普及啓発、ストレスの対処法等の情報提供、相談窓口の周知等を図る。 また、災害発生時には、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）との役割分担を踏まえた心のケア実施の支援体制が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。	県 町			健康推進課
○	被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、県と連携して児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	県 町			教育課
○	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、多言語による情報の発信について検討する。	町			観光課
○	災害時におけるペットの同行避難や平時の備え等について普及啓発を図るため、広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの作成等により周知するとともに、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対してペットの適正な飼養に関する助言・指導を行う。 また、住民に対する理解促進のため、防災訓練等の機会に同行避難を想定した訓練を実施する。	県 町			町民課
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町			建設課

リスクシナリオ			
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
17	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	道路幅の改善や排水構造物の老朽化対策が必要である。
18	<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 より 再掲	災害発生時の避難路とするには、路面正常に難があり、冬季間の除排雪についても実施する必要がある
19	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替補・完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の
麻痺

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町			建設課
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町			建設課
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 町		○	建設課

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【感染症対策】			
1	＜避難所における衛生環境の維持＞ 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、暖房等が必要であることから、町では、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、市町村相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定による流通備蓄を進めている。		民間事業者等との協力、連携体系を構築する必要がある。
2	＜避難所における新型コロナ対策＞ 避難所における感染症の発生及び拡大の予防や対策をするために、マスクや消毒液の備蓄を行っている。		感染症予防に必要な物資を充足させる必要がある。感染しやすい密状態を避ける環境づくりが必要である。
3	＜感染症への意識向上及び対応策の整備＞ 災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、平時から対応マニュアルを策定するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。 また、感染症への意識向上のため、町民や関係者に対して教室等による普及啓発を実施している。		災害発生時における避難所等での感染症対策について普及啓発を図るため、今後、災害発生時に起こり得る感染症についての研修や訓練等を実施する必要がある。
4	＜予防接種の促進＞ 災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、個別接種勧奨、普及啓発を行っている。		予防接種の接種率の低い疾患は、災害発生時に発症やまん延が起こる可能性が高くなるため、平時から予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。
【下水道施設の機能確保】			
5	＜下水道施設の耐震化・老朽化対策＞ 災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な維持管理を実施している。	初掲	岩崎浄化センターは新耐震基準を満たしているため、利用可能である。自家発電は約8時間分しか保有しておらず、1日以上以上の停電の場合は燃料の補給が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
被災地における疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における新型コロナ対策を含む感染症対策、下水道施設の機能確保等を推進する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時において、避難所における衛生的で良質な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達に関する協定の締結を推進するとともに、受援体制の強化を図る。	県 町			福祉課
○	避難者及び避難所運営スタッフの感染症予防のためのマスクや消毒液、防護服、使い捨てのゴム手袋等の備蓄に努める。密になりやすい状況のため、簡易テントやパーティション等で間仕切りを行うなど、プライバシーを維持しながらソーシャルディスタンスの確保を徹底する。	町			福祉課
○	国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を検討する。	県 町			健康推進課
○	県と連携し、予防接種の必要性について普及啓発を図る。	県 町			健康推進課
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づき老朽化した下水道施設の点検を行い、点検結果等を踏まえて改築・更新計画を策定する。	町			水道課

リスクシナリオ			
2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	＜農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策＞ 漁業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。	初掲	大間越・黒崎地区排水処理施設及び田野沢・北金ヶ沢浄化センターは、新耐震基準を満足しているため利用可能である。また、停電時における田野沢・北金ヶ沢地区のマンホールポンプ設備は、外部電源による電力供給が可能である。
7	＜下水道事業の業務継続計画の策定＞ 下水道施設が住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期復旧することが必要不可欠であることから、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定している。	初掲	深度6以上の地震が深浦町内で観測若しくは津波警報が発令された場合には、対象メンバーが参集し、初動対応を開始する。なお、当町の場合、簡易なＢＣＰにとどまっているため、地域防災計画と連携して取り組むこととする。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、施設の長寿命化計画である最適整備構想を策定した。	町			水道課
	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、業務継続計画の見直しを行う。	町			水道課

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること			
リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【災害対応庁舎等における機能の確保】			
1	<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 町所有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿化等の取組を進めている。	1-1 より 再掲	公共建築物やインフラ施設が建設より30年余り経過している施設が多いことから、中長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿化などを計画的に行う必要がある。
2	<役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎、消防署の耐震化を促進している。	1-1 より 再掲	防災拠点となる庁舎については、耐震基準を満たしているが、建設より38年余り経過していることから中長期的な視点をもって計画的に長寿化対策を行うが、地震による津波災害については、浸水区域に入っていることから、災害対策本部を高台施設に移す必要がある。 消防署については、H25年度に新築したため、耐震性あり、当面の間は対策が不要。
4	<代替庁舎の確保・災害警備本部機能の移転訓練> 災害対策本部となる庁舎の耐震化は完了しているが、大規模災害により庁舎が使用不能となる不測の事態も想定し公民館等を代替庁舎として検討している。		大規模災害により庁舎が使用不能となる不測の事態を想定するなかで、庁舎をはじめとした代替防災拠点を確保するとともに、代替庁舎等への災害対策本部機能の移転訓練も行っていく必要がある。
5	<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	初掲	災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】			
6	<県・町・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町村、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	1-3 より 再掲	県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること
 リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、防災関連施設・公共施設・インフラ施設等の耐震化・老朽化対策、庁舎等における機能の確保、行政情報通信基盤の耐災害性の強化、行政機関の業務継続計画の策定、受援・連携体制の構築等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、研修会を継続して開催し、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。 さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進する。	町			財政課
○	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。	町			財政課
○	引き続き、代替防災拠点確保を推進するとともに、災害対応能力の強化向上を図る。	町			財政課
○	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。 また、非常用電源の燃料確保にも努める。	県 町			総務課
○	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市町村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 町			総務課

リスクシナリオ			
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<行政情報通信基盤の耐災害性の強化> 行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、停電時でも業務が継続できるようホストコンピュータやサーバーを設置しているコンピュータ室及び主要通信機器、窓口端末等に非常用発電機経由で電源を供給している。		災害発生時においては、罹災証明書の発行や各種行政書類の発行の遅延により町民の生活支援への支障が懸念されることから、非常用電源による機器類の動作状況などを定期的に確認する必要がある。
8	<行政情報の災害対策> 災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、バックアップデータを分散保管している。		災害発生時においては、行政事務データの損失等により業務の停止や延滞の恐れがあることから、バックアップやクラウド化等データ保全対策の強化を図る必要がある。
9	<業務継続計画の策定> 大規模な災害の発生により、役場機能が著しく低下する中であっても、速やかに災害対応業務を開始し、町民の命を守るとともに、最低限の行政サービスを継続して町民の生活を維持する体制を整えるため、業務継続計画の策定を検討している。		町においては、H22年以降業務継続計画は策定済みであり毎年更新している。
【災害対策本部等機能の強化】			
10	<災害対策本部機能の強化> 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。	2-3 より 再掲	災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。
【受援・連携体制の構築】			
11	<広域連携体制の構築> 災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内全市町村による「大規模災害発生時の青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。		青森県においては、市町村相互応援協定に基づく相互応援を実施したことがないため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続き等を定期的に確認していくとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化していく必要がある。
12	<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	2-1 より 再掲	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続き等を訓練により定期的に確認する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること
 リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	災害発生時でも最小限の業務に対応できるよう非常用電源からの電源供給について定期的に点検を行い機器類が正常に動作することを確認する。	町			財政課
○	大規模災害時における行政データ保全のため、遠隔地バックアップや情報システムのクラウド化についても検討する。	町			財政課
○	災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、庁内各課における業務継続計画作成を進めていく。	町			総務課
○	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	町			総務課
○	県内40市町村に青森県を加えた41自治体で新たに締結した「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等が記載されている「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を定期的に確認するとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化していく。	県 町			総務課
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	県 町			総務課

リスクシナリオ			
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【総合防災訓練の推進】			
13	＜総合防災訓練の実施＞ 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	2-3 より 再掲	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害にも視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
14	＜図上訓練の実施＞ 災害対策本部の運営や防災関係機関との連携等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施している。	2-3 より 再掲	令和元年に県の市町村防災協力事業において図上訓練を実施したが、災害時における即応力を高めるため、今後も図上訓練の実施を検討する必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること
 リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	大規模災害発生時の応急体制のさらなる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	町 防災関係 機関			総務課
○	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営するとともに、防災関係機関と連携した適切な応急対応が実施できるよう、図上訓練を実施する。	町 防災関係 機関			総務課

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること			
リスクシナリオ 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【災害に備えた道路交通環境の整備】			
1	<災害発生時の交通整理体制の構築> 災害発生時の信号機滅灯交差点における的確な交通規制を行うため、対策必要箇所に対応させた災害交通対策計画を策定して体制の確保を図っている。		災害発生時の信号機全面停止による重大事故を回避するため、引き続き、社会情勢の変化等に応じて災害交通対策計画を修正し、交通整理体制の構築を図る必要がある。
2	<信号機の非常用電源対策> 停電に対する信号機の電源確保のため、信号機電源付加装置の設置を推進している。		災害発生時における停電による信号機の停止が原因で発生する重大事故を回避するため、引き続き、信号機電源付加装置や太陽光電源装置の整備を進める必要がある。
3	<信号機の老朽化対策> 信号機の機能維持・確保を図るため、中・長期計画を策定し、これに基づき機器更新等の老朽化対策を実施している。		老朽化対策の実施箇所について、計画的に解消を図っていく必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
信号機の全面停止等による重大交通事故の多発を防ぐため、信号機の老朽化対策や非常用電源対策、交通整理体制の構築を図る。（警察本部主体の取組）					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	災害発生時の的確な交通規制の確保に向けて、必要に応じて災害交通対策計画を見直し、信号機電源付加装置の整備や、可搬式発動発電機の整備を図るとともに、協定に基づく民間警備員の派遣等により交通整理人員を確保する。	警察本部			—
	信号機が停電により機能不全となった場合、重大な交通災害が発生するおそれがあることから、その機能を復活させるため、信号機電源付加装置の整備や、可搬式発動発電機の整備を図る。	警察本部			—
	災害発生時においても信号機の機能が適切に維持・確保されるよう、計画的に機器等の更新整備を実施する。	警察本部			—

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること			
リスクシナリオ 3-3 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【情報通信基盤の耐災害性の強化】			
1	<電気通信事業者・放送事業者の災害対策> 電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。		災害発生時において通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
2	<県・町・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町村、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	1-3 より 再掲	県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
3	<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	2-3 より 再掲	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害にも視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
【電力の供給停止対策】			
4	<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	初掲	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。
5	<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	3-1 より 再掲	災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-3 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止を防ぐため、情報通信基盤の耐災害性の強化や電力の供給停止対策の整備等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気通信事業者・放送事業者との連携を強化していく。	県市事業者			総務課
	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市町村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県市			総務課
	大規模災害発生時の応急体制のさらなる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	県町防災関係機関			総務課
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県町事業者			総務課
	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。 また、非常用電源の燃料確保にも努める。	県町			財政課

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと			
リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【企業における業務継続体制の強化】			
1	<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、ホームページで中小企業庁作成の「中小企業BCP策定運用指針」等を紹介するなど、民間事業者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を行っている。	初掲	災害時に経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画の策定を推奨しているが、当該計画を策定していない事業者に対し、商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について啓発していく必要がある。
【農林水産物の移出・流通対策】			
2	<農林水産物の移出・流通対策> 災害発生時においても、農産物の集荷・分荷体制を確保するため、市場施設の整備や県内外の物流、販売関係者と信頼関係の構築を図っている。		消費地・都市部が遠距離のため、生産物の輸送コストが大きな負担となっている。
【物流機能の維持・確保】			
3	<災害発生時の物流機能の確保> 災害発生時における救援物資等の輸送、受入れ、仕分け、保管等の物流機能確保のため、関係団体との協定を締結を検討する。		災害発生時の物流に関する手順等が定められておらず、災害発生等に物流が十分機能できない可能性があるため、物流を担う団体との災害発生時協力体制を強化する必要がある。
4	<輸送ルートの代替性の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、航路運航事業者・航空会社等と情報共有を図る。	初掲	依然として、多くの脆弱性を有する道路を通常利用していることから、災害時には、航路運航事業者・航空会社等と協力体制を強化する必要がある。
【被災企業の金融支援】			
5	<被災企業への金融支援等> 県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」について、罹災中小企業の負担を軽減し、早期再建を支援するため、必要に応じて信用保証料の補給をすることとしている。		罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、県の災害融資制度と連携を図る必要がある。 また、政府系金融機関等からの借入に必要となる被災証明書を迅速に発行できる体制を整備する必要がある。
【人材育成を通じた産業の体質強化】			
6	<人材育成を通じた産業の体質強化> 災害発生により被災した場合でも、早期に回復できる産業の体質強化のため、生産・製造技術やものづくり先進技術等の習得をテーマに経営者層や管理者に対し実践的な研修等を行い、経営基盤の維持・向上を図っている。		迅速な経済活動の再開のためには、リーダーシップを発揮する人材が不可欠であることから、引き続き企業の人材育成を強化する必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業におけるBCP計画作成の促進や物流機能の確保、道路施設・港湾漁港施設の防災対策の推進を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	県及び商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。	町 商工会			観光課
○	農林水産物の集出荷体制を確保するため、計画的に市場施設や農林水産業施設の整備を進めるとともに、物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図る。	町			農林水産課
○	災害発生時において協定に基づく物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体と協定締結を図る。	町			総務課
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう航路運航事業者及び航空会社等と一層の情報共有を図っていく。	県 町			総務課
○	罹災した企業が早急に事業を再開できるよう、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」と連携するとともに、罹災証明書発行における初動体制を整備する。	町			観光課
	迅速な経済活動の再開に必要なリーダーシップを発揮する人材の育成を図るため、経営者層や管理者に対しものづくり経営者育成実践研修を実施する。	県			—

リスクシナリオ			
4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
7	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	町内を縦断している国道101号を中心に避難路を考えた場合、依然として多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
8	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	道路幅の改善や排水構造物の老朽化対策が必要である。
9	<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 より 再掲	災害発生時の避難路とするには、路面性状に難があり、冬季間の除排雪についても実施する必要がある。
10	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】			
11	<鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、JR及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。	1-1 より 再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、JR及び民営鉄道事業者との情報共有を図るほか、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。
【港湾・漁港の防災対策】			
12	<港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能保全対策を行っている。	1-1 より 再掲	災害発生時における漁港を利用した物資輸送等も想定し、漁港施設の老朽化対策・機能保全対策を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町			建設課
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町			建設課
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町			建設課
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	町		○	建設課
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、JR及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	県 鉄道事業者			—
○	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能保全対策を実施する。	県 町			建設課

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと			
リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【電力の供給停止対策】			
1	<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	3-3 より 再掲	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。
【エネルギー供給体制の強化】			
2	<石油燃料供給の確保> 県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」に基づき、毎年度当該情報を更新している。 また、県、町、青森県石油商業組合西北五支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を検討する。	2-1 より 再掲	災害発生においては、県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」の協定が有効に機能するよう、引き続き供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。 また、県、町、青森県石油商業組合西北五支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を行う必要がある。
【企業における業務継続体制の強化】			
3	<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、ホームページで中小企業庁作成の「中小企業BCP策定運用指針」等を紹介するなど、民間事業者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を行っている。	4-1 より 再掲	災害時に経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画の策定を推奨しているが、当該計画を策定していない事業者に対し、商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について啓発していく必要がある。
【道路施設の防災対策】			
4	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	町内を縦断している国道101号を中心に避難路を考えた場合、依然として多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
5	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	道路幅の改善や排水構造物の老朽化対策が必要である。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、電力・ガス事業者との連携強化や石油燃料供給体制の構築、道路施設の防災対策の推進を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 町 事業者			総務課
○	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県 町			総務課
	県及び商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。	町 商工会			観光課
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町			建設課
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町			建設課

リスクシナリオ			
4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 より 再掲	災害発生時の避難路とするには、路面性状に難があり、冬季間の除排雪についても実施する必要がある。
7	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町			建設課
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	町		○	建設課

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと			
リスクシナリオ 4-3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
1	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	町内を縦断している国道101号を中心に避難路を考えた場合、依然として多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
2	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	道路幅の改善や排水構造物の老朽化対策が必要である。
3	<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 再掲	災害発生時の避難路とするには、路面性状に難があり、冬季間の除排雪についても実施する必要がある。
4	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
5	<幹線街路の整備> 市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進している。	1-1 再掲	市街地での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題である。
【基幹的道路交通ネットワークの形成】			
6	<基幹的道路交通ネットワークの形成> 被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を推進している。	初掲	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等を防ぐため、石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策を推進する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町			建設課
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町			建設課
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町			建設課
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	町		○	建設課
○	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、幹線街路の整備を推進する。	国 県 町			建設課
○	被災地への確実かつ速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を実施する。	国 県 町			建設課

リスクシナリオ			
4-3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】			
7	<鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、ＪＲ及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。	1-1 より 再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、ＪＲ及び民営鉄道事業者との情報共有を図るほか、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。
【港湾・漁港の防災対策】			
8	<港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能保全対策を行っている。	1-1 より 再掲	災害発生時における漁港を利用した物資輸送等も想定し、漁港施設の老朽化対策・機能保全対策を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、JR及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	県 鉄道事業者			—
○	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能保全対策を実施する。	県 町			建設課

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと			
リスクシナリオ 4-4 食料等の安定供給の停滞			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【被災農林漁業者の金融支援】			
1	<被災農林漁業者への金融支援> 災害により被害を受けた農業者・漁業者の事業再開のため、利用可能な制度資金に関する情報を提供している。		被災農業者・漁業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続きの迅速化を図る必要がある。
【食糧流通機能の維持・確保】			
2	<食料市場の早期復旧体制の構築> 生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、地方卸売市場に対する助言・指導を行っている。		水産物地方卸売市場は2か所あり、中央までの輸送距離等が課題となっている。
【荒廃農地の発生防止・利用促進】			
3	<農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策> 産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。	初掲	整備して15年以上経過したパイプハウスが多く、長寿命化または更新が必要となってきている。
【県産食料品の生産・供給体制の強化】			
4	<食料生産体制の強化> 農業については、荒廃農地の発生防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。 漁業については、水揚量の増加を図るため、生産者に対する働きかけを行っている。	2-1 より 再掲	農業については、一定程度（概ね5～6割程）の農地が担い手へ集積・集約化しているものの、高齢化等により離農する農業者が多く、耕作条件が劣る農地の荒廃が散見される。 漁業においては、水揚げ量の減少など厳しい状況が続いている。 野生動物による農林水産業への被害が顕在化しており対策が必要である。
5	<多様なニーズに対応した県産品づくり> 多様化する消費者ニーズへの対応や農産物・水産物のブランド化の推進など、付加価値の高い生産を促進している。		農産物については、ふかうら雪人参がブランド化し、加工による付加価値向上が図られているが、その他の作目（肉用牛ほか）については、生産量が小規模でブランド化が進んでいない。 水産物については、魚価の低迷が進んでいる。
6	<県産食料品の供給を支える人づくり> 安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。		近年、若手の新規就農者が増えてきた。大規模農業における労働力不足が課題となっている。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-4 食料等の安定供給の停滞

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 食料等の安定供給の停滞を防ぐため、食糧流通機能の維持・確保や地元食料品の生産・供給体制の強化を推進する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	被災農業者・漁業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。	県 町			農林水産課
	災害発生時等においても業務を確実に継続できる体制を検討するとともに、被災者等への食品の確保・提供のための機能の充実を図る。	県 町			農林水産課
○	安定した農業生産を確保するため、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施し、営農基盤の今日を図る。	町			農林水産課
○	農業については、中山間地域等直接支払制度や農地中間管理事業など施策を活用し、荒廃農地の発生防止に努める。 漁業については、つくり育てる漁業及び養殖業の推進により水揚げ量の増加を図る。	町	(農業：なし) 平成21年度水揚げ数量 約5,800トン 令和元年度水揚げ数量 約4,400トン		農林水産課
○	有機栽培や特別栽培など、消費者ニーズに対応した農業生産の普及を促進する。 漁業については、水産物のブランド化や販路拡大を図るため、引き続き関係機関等と連携しながら、PRを行う。	町			農林水産課
○	農業を維持・発展させ、農産物を安定して供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等、労働力確保に向けた取組を実施する。	町			農林水産課

リスクシナリオ			
4-4 食料等の安定供給の停滞			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<食料品製造業者の供給体制強化> 安全・安心な水産物を供給していくため、漁業労働力の需給情報の収集・提供や人材の育成などにより、新規就業者の確保・育成に取り組んでいる。		新規就業者については、数名確保されているものの、高齢化問題と合わせ厳しい状況である。
8	<農業・水産施設の老朽化対策> 農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、施設の長寿命化計画の策定を実施している。 また、水産物の安定供給のため、漁港施設の老朽化対策を行っている。		漁業においては、漁協所有の水産施設が老朽化している。 また、農林水産業施設の長寿命化を図るため、施設の長寿命化計画を策定する必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-4 食料等の安定供給の停滞

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	基幹産業である水産業の成長産業化に向けて、漁業に必要な技能・資格取得の方法等についての情報発信や、漁業就業希望者と漁業者との橋渡しを行う漁業就業支援事業に取り組む。	県 町			農林水産課
○	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、施設ごとの計画の策定を実施する。老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、計画的に老朽化対策を実施する。	県 町 土地改良 区			農林水産課 建設課

事前に備えるべき目標			
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ			
5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】			
1	＜エネルギー供給事業者の災害対策＞ 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	3-3 より 再掲	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。
2	＜避難所等への燃料供給の確保＞ 災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、県及び町では、（一社）青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結している。	2-1 より 再掲	引き続き、（一社）青森県エルピーガス協会と協定が有効に機能するよう、引き続き供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
3	＜企業の業務継続計画作成の促進＞ 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、ホームページで中小企業庁作成の「中小企業BCP策定運用指針」等を紹介するなど、民間事業者の業務継続計画作成に向けた普及啓発を行っている。	4-1 より 再掲	災害時に経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画の策定を推奨しているが、当該計画を策定していない事業者に対し、商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について啓発していく必要がある。
4	＜石油燃料供給の確保＞ 県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」に基づき、毎年度当該情報を更新している。 また、県、町、青森県石油商業組合西北五支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を検討する。	2-1 より 再掲	災害発生においては、県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」の協定が有効に機能するよう、引き続き供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。 また、県、町、青森県石油商業組合西北五支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を行う必要がある。
【再生可能エネルギーの導入促進】			
5	＜再生可能エネルギーの導入＞ 公共施設に太陽光発電システムを設置するなど、再生可能エネルギーの導入に取り組んでいる。		地域分散型エネルギーシステムの構築による防災力・災害時の応急対応力の強化の観点から、風力・太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入を促進・活用していく必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 町 事業者			総務課
○	災害発生時に避難所等への応急対策用燃料（液化石油ガス）等を確保するため、（一社）青森県エルピーガス協会との協定締結を進める。	町			総務課
	県及び商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。	県 町			観光課
○	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県 町			総務課
○	災害の発生による電源喪失時にも活用が見込まれる再生可能エネルギーについて、家庭や事業所等での太陽光発電等の普及促進に努める。	町 事業者			総合戦略課

リスクシナリオ			
5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
6	＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	町内を縦断している国道101号を中心に避難路を考えた場合、依然として多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
7	＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	道路幅の改善や排水構造物の老朽化対策が必要である。
8	＜町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 より 再掲	災害発生時の避難路とするには、路面性状に難があり、冬季間の除排雪についても実施する必要がある
9	＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町			建設課
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町			建設課
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町			建設課
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	町		○	建設課

事前に備えるべき目標			
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ			
5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【水道施設の防災対策】			
1	＜水道施設の耐震化・老朽化対策＞ 災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。	2-1 再掲	積極的に耐震化整備を推進したいが、予算が伴うものであり老朽化したものから順次更新している。
2	＜水道施設の応急対策＞ 災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図っている。	2-1 より 再掲	万が一に備え管路等の資材は常備、補充管理している。
3	＜水道事業者の業務継続計画の策定＞ 災害時における水道の安定供給を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定し、毎年度見直しを行っている。		人事異動等による職員の周知徹底を図る必要があることから、定期的な訓練を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
上水道等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、応急復旧・給水体制の整備等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	県 町			水道課
○	災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急復旧）の更新を図る。	県 町		○	水道課
○	引き続き、事業継続計画（BCP）の見直しを行う。	県 町		○	水道課

事前に備えるべき目標			
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ			
5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【下水道施設の機能確保】			
1	<下水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な維持管理を実施している。	2-7 再掲	震度6以上の地震が深浦町内で観測若しくは津波警報が発令された場合には、対象メンバーが参集し、初動より対応を開始する。なお、当町の場合、簡易なBCPにとどまっているため、地域防災計画と連携して取り組むこととする。
2	<下水道事業の業務継続計画の策定> 下水道施設が住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期復旧することが必要不可欠であることから、業務継続計画（BCP）を策定している。	2-7 再掲	震度6以上の地震が深浦町内で観測若しくは津波警報が発令された場合には、対象メンバーが参集し、初動より対応を開始する。なお、当町の場合、簡易なBCPにとどまっているため、地域防災計画と連携して取り組むこととする。
3	<農業・漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> 漁業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。	2-7 再掲	震度6以上の地震が深浦町内で観測若しくは津波警報が発令された場合には、対象メンバーが参集し、初動より対応を開始する。なお、当町の場合、簡易なBCPにとどまっているため、地域防災計画と連携して取り組むこととする。
4	<農業・漁業集落排水施設等の耐災害性の確保> 災害時における下水道機能の継続・早期回復に際し、平時から対応体制を備えておくため、業務継続計画（BCP）を策定している。		震度6以上の地震が深浦町内で観測若しくは津波警報が発令された場合には、対象メンバーが参集し、初動より対応を開始する。なお、当町の場合、簡易なBCPにとどまっているため、地域防災計画と連携して取り組むこととする。
5	<避難所等におけるトイレ機能の確保> 災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に係る検討を進めている。		現在、災害発生時は避難所等に設置されている既設のトイレの活用が中心となっていることから、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の数量及び調達方法を予め定めておく必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設や農業・漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策の推進や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図る。					
重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づき老朽化した下水道施設の点検を行い、点検結果等を踏まえて改築・更新計画を策定する。	町	令和3年度までストックマネジメント計画を策定し、その内容により下水道事業で対応していく。		水道課
	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、業務継続計画の見直しを行う。	町	令和3年度までストックマネジメント計画を策定し、その内容により下水道事業で対応していく。		水道課
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、施設の長寿命化計画である最適整備構想を策定した。	町	令和2年度まで機能保全計画を策定し、その内容により漁業集落環境整備事業で対応していく。		水道課
	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。	町	令和3年度までストックマネジメント計画を策定し、その内容により下水道事業で対応していく。		水道課
	災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達について、県と連携を図りながら民間事業者との協力体制を構築するとともに、家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。	町			総務課

リスクシナリオ			
5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【合併処理浄化槽への転換の促進】			
6	＜合併処理浄化槽への転換の促進＞ 老朽化した単独処理浄化槽等から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、公共下水道や漁業集落排水の事業計画区域外の住宅（新築は除く。）を対象に、費用の一部を助成する浄化槽補助金制度を設けるとともに、広報やホームページにより当該制度の周知に努めている。		震度6以上の地震が深浦町内で観測若しくは津波警報が発令された場合には、対象メンバーが参集し、初動対応を開始するが、当町の場合、合併処理浄化槽の維持管理については個人が維持管理業者と連携して対応していく。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、合併処理浄化槽補助金制度の対象者に対し、転換の必要性について周知を図る。 また、浄化槽整備区域内の防災拠点となる公共施設や避難所において、災害時に自立的な用水の確保を行いつつ、合併処理浄化槽への転換を進め、災害対応力の向上を図る。	町	令和2年度から5年間毎のスパンで、合併処理浄化槽設置整備事業を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に努める。		水道課

事前に備えるべき目標			
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ			
5-4 地域交通ネットワークが分断する事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
1	＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	町内を縦断している国道101号を中心に避難路を考えた場合、依然として多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
2	＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	道路幅の改善や排水構造物の老朽化対策が必要である。
3	＜町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 より 再掲	災害発生時の避難路とするには、路面性状に難があり、冬季間の除排雪についても実施する必要がある。
4	＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【公共交通・広域交通の機能確保】			
5	＜災害時における公共交通の安定供給の確保＞ 災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のため、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による情報共有を図っている。		近年の地震災害においては、自動車の流出、道路・線路の被災など地域の交通基盤が大きな被害を受ける中、避難所への移動や避難生活での通院、入浴施設への移動など被災者の生活を支える上で交通サービスの確保が必要となることから、平時から地域公共交通を守り、維持していく必要がある。 また、広域的な地域公共交通は、単独の市町村では、解決が難しいことから、引き続き圏域市町が連携して取り組んでいく必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-4 地域交通ネットワークが分断する事態

【スクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、道路施設や鉄道施設の防災対策を推進するとともに、圏域自治体の連携した取組による地域公共交通の確保を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町			建設課
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町			建設課
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町			建設課
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	町		○	建設課
	災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のため、引き続き、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による情報共有を図る。	町			総務課

リスクシナリオ			
5-4 地域交通ネットワークが分断する事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	＜地域公共交通の確保＞ 地域公共交通の維持・活性化を図るため、連携事業として公共交通計画に基づき、路線バス上限運賃政策や圏域の一体的な公共交通マネジメントの展開など、各リーディングプロジェクト（優先的に実施する施策）を実施している。		災害発生時等により主要幹線道路である国道101号が分断された場合、公共交通の運行は厳しい状況となるため、災害時を念頭に補完する道路の検討、海路を利用した移動方法を確保する必要がある。
【公共交通・広域交通の機能確保】			
7	＜広域交通の確保（鉄道）＞ 災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合の広域交通の確保のため、ＪＲと情報共有を図っている。		災害発生時等にＪＲ五能線が分断された場合に、円滑に広域交通が確保されるよう、引き続き、ＪＲと情報共有を図る必要がある。
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】			
8	＜鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備＞ 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、ＪＲ及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。	1-1 より 再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、JR及び民営鉄道事業者との情報共有を図るほか、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-4 地域交通ネットワークが分断する事態

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
	大規模災害に備え、生活を支える地域公共交通を守り、維持していくため、引き続き、バス等交通事業者の連携を図りながら、施策の展開を図る。	町			総合戦略課
	災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合に円滑に広域交通が確保されるよう、引き続き、ＪＲと一層の情報共有を図る。	町			総合戦略課
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、ＪＲ及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	県 鉄道事業者			—

事前に備えるべき目標			
6 重大な二次災害を発生させないこと			
リスクシナリオ			
6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【ため池、ダム等の防災対策】			
1	＜ため池・調整池施設の耐震化・老朽化対策＞ ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査を実施の上、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。	1-1 より 再掲	県が平成25年度から実施した、ため池一斉点検の結果、より詳細な点検を必要とするため池があることから、優先順位を定め計画的に詳細調査に取り組む必要がある。
2	＜ため池・調整池の防災対策＞ 将来にわたるため池の機能発揮に向けて、町及び土地改良区が管理しているため池について、管理マニュアルを基に定期的に点検等を実施している。	1-3 より 再掲	近年、集中豪雨や局地的大雨による災害が頻発していることから、住民の安全を確保するため、ため池ハザードマップのさらなる活用と周知が必要である。
3	＜ため池ハザードマップの作成＞ 下流に人家や公共施設等があり、規模の大きいため池について、災害等により決壊した場合の人命の安全を確保するため、ため池ハザードマップの整備を推進する。		下流に人家や公共施設等があり、ため池が決壊した場合、人命に関わるため池があることから、ハザードマップの作成を進めているが、作成していないため池もある。
【防災施設の機能維持】			
4	＜砂防関係施設の整備＞ 土砂災害に対し安全安心な生活を確保するため、砂防堰堤等の土砂災害対策を実施している。	1-4 より 再掲	管理施設なし
5	＜砂防関係施設の老朽化対策＞ 土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定している。	1-4 より 再掲	管理施設なし
6	＜農山村地域における防災対策＞ 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	1-4 より 再掲	洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
7	＜河道閉塞等による住民避難のための情報提供＞ 河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、町が適切に住民の避難勧告等の判断ができるよう、国が緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を町へ提供することとしている。		河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、町が適切に住民の避難勧告等の判断ができるよう、国が緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を市町村へ提供していく必要がある。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、ダム施設、防災施設等の老朽化対策等を推進や、ため池ハザードマップの作成による浸水想定区域の周知、河道閉塞（天然ダム）が発生した場合の連絡体制の強化を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	青森県ため池安全・安心力アップ注記プランに基づき、県と連携を図りながら、今後必要となる対策を講じる。	県 町			建設課
○	町及び土地改良区等が管理しているため池や調整池について、計画的に詳細調査を実施する。	町			建設課
○	ため池が決壊した場合の下流域の安全を確保するため、該当するため池のハザードマップの作成を行う。	町			建設課
	災害履歴のある個所のほか、避難所等、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所等を対象として、国の防災交付金等を活用し、砂防関係施設の整備を推進する。	県			—
	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県			—
○	荒廃地（荒廃するおそれのある場所含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。	県 町			建設課
	災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を図る。	国 県 町			総務課

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと			
リスクシナリオ 6-2 有害物質の大規模流出・拡散			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【有害物質の流出・拡散防止対策】			
1	＜大気中への有害物質の飛散防止対策＞ 特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。	初掲	災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。
【有害物質流出時の処理体制の構築】			
2	＜有害物質流出時の処理体制の構築＞ 有害物質が河川等に流出した場合の迅速な処理を行うため、県管理河川において水質事故等発生時の連絡体制が構築されている。		災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場合、健康被害の発生や水質汚染等の二次被害が発生するおそれがあることから、迅速な処理が行えるよう速やかに水質測定を行い、汚染の度合いを把握する必要がある。
3	＜有害物質の大規模流出・拡散対応＞ 有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し、対応している。		有害物質が大規模に流出等した場合は、早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関と連携した対応策を講じていく必要がある。
【坑廃水処理関係施設の稼働の継続】			
4	＜坑廃水処理関係施設の稼働の継続＞ 地域住民の健康保護や生活環境の保全のため、休廃止鉱山等から排出されている強酸性の坑廃水について排水基準以下となるよう、関係施設を整備し、必要な処理を行っている。		未処理の強酸性の坑廃水が流出した場合は、地域住民の健康や生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがあることから、坑廃水処理関係施設が稼働停止にならないよう、引き続き防災機能の強化を進めていく必要がある。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-2 有害物質の大規模流出・拡散

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
有害物質の大規模流出・拡散を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・検査指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進や、坑廃水処理関係施設の稼働の確保、有害物質流出時の処理体制の構築を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の整備を図る。	県 町			建設課
○	災害発生時の有害物質の流出・拡散時に、速やかに汚染の度合いを把握し、迅速な処理が行えるよう、引き続き連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	県 町			建設課
○	有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、資機材の整備を進め、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関との連携を強化し、複合的な対策の強化を図る。	県消防本部 町			総務課 消防署
	強酸性の坑廃水の流出を未然に防止していくため、引き続き、定期的に現場調査を行うとともに、国の休廃止鉱山鉱害防止等補助金を活用し、坑廃水処理関係施設の稼働の継続を図る。	県			建設課

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと			
リスクシナリオ 6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【荒廃農地の発生防止・利用促進】			
1	＜農地利用の最適化支援＞ 荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。		農業については、一定程度（概ね6割程）の農地が担い手へ集積・集約化しているものの、高齢化等により離農する農業者が多く、耕作条件が劣る農地の荒廃が散見される。
2	＜農地の生産基盤の整備推進＞ 荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策など生産基盤の整備や適切な維持管理を支援している。		農作業の効率化・生産コストの低減・維持管理の節減を図り、効率的で安定的な農業経営の確立を目指すため、生産基盤の整備が必要である。
3	＜農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策＞ 産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。	4-4 再掲	整備して15年以上経過したパイプハウスが多く、長寿命化または更新が必要となってきた。
【森林資源の適切な保全管理】			
4	＜森林の計画的な保全管理＞ 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止を始めとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。		木材価格の低迷から、伐期が進まず森林の更新が進んでいない。
5	＜森林整備事業等の森林所有者への普及啓発＞ 土砂災害防止等重要な役割を持つ森林を良好な状態で次世代に引き継ぐため、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導などの普及啓発活動を実施している。		森林を良好な状態で次世代に引き継ぐためには、森林所有者の理解が不可欠であるため、これまで以上に森林整備の必要性等について、森林所有者への普及啓発活動を強化する必要がある。
【農山村地域における防災対策】			
6	＜農山村地域における防災対策＞ 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	1-4 より 再掲	洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理を推進するとともに、砂防・治山施設等の老朽化対策等を実施する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、農地耕作条件改善事業等を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	県 町			農林水産課
○	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備や維持管理を支援する。	県 町	水田整備率（30a程度以上）		建設課 農林水産課
○	安定した農業生産を確保するため、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施し、営農基盤の今日を図る。	町			農林水産課
○	森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐などにより、適切な森林環境の整備を図る。	県 町	再造林割合：21.35%(R元年度実績)		農林水産課
○	森林整備事業等の推進に向けて、引き続き、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導を行うほか、再造林のPRリーフレットを整備し、森林所有者等への普及啓発活動を実施する。				農林水産課
○	荒廃地（荒廃するおそれのある場所含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。	県 町			建設課

リスクシナリオ			
6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【農林水産業の生産基盤の防災対策】			
7	<農業・水産施設の老朽化対策> 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、県の技術的な支援等を受け、施設の長寿命化計画を策定する。 水産物の安定供給のため、漁港施設の老朽化対策を行っている。	2-1 より 再掲	まだ長寿命化計画を策定していない施設があることから、取組を促進していく必要がある。 対策が講じられていない漁港施設があることから、老朽化対策を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、施設ごとの計画の策定を実施する。老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、計画的に老朽化対策を実施する。	県 町			農林水産課 建設課

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと			
リスクシナリオ 6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【風評被害の発生防止】			
1	<正確な情報発信による風評被害の防止> 当町の農産物・畜産物・水産物の安全・安心をアピールするため、県が実施している放射性物質のモニタリング結果を情報提供している。		災害時の風評被害は、正しい情報が伝わらないことで起こることから、災害発生時の正確かつ速やかに情報発信を行う体制を構築する必要がある。
2	<安全・安心な生産・流通システムの構築> 生産から流通、加工に至る過程での高度な品質・衛生管理により、消費者の信頼を得ることが風評被害の防止につながることから、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいる。		地域6次産業化の拠点としてH24に整備した深浦町農水産物一次加工場を中心とした加工・販売及び衛生管理の増進が図られている。
3	<風評被害の軽減対策> 東日本大震災時には、県産品の安全性を確認するとともに、消費者の信頼を確保するため、放射性モニタリング調査を実施し、県のホームページに公表している。		災害発生等により風評被害が発生した場合には、直ちに正確な情報を発信するなど被害軽減のための活動を実施し、速やかに風評被害を根絶する必要がある。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、平時より県産品に関する正確な情報を発信する体制の整備や、安全・安心な生産・流通システムの構築等を図る。					
重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	災害発生時における風評被害の防止に向けて、ウェブサイトやSNSを通じた情報発信の仕組みを検討するなど、情報発信体制の強化を図る。	町			総合戦略課
○	災害発生時の風評被害防止に向けて、生産・流通・加工に関わる関係者と連携・協力しながら、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいくとともに、積極的な情報発信により、農産物・水産物の認知度向上を図る。	町 事業者			農林水産課
○	(旧6-4) 災害発生等による風評被害が発生した場合には、平時において構築された情報発信・連携体制を最大限に活用して早急に正確な情報を発信し、風評被害を根絶する。	県 町			総合戦略課

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【災害廃棄物の処理体制の構築】			
1	＜災害廃棄物処理計画の策定＞ 災害廃棄物が人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、災害時における生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、災害廃棄物処理計画の策定に取り組んでいる。		災害が発生する前に「災害廃棄物処理計画」を策定し災害廃棄物の発生に備えることは、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を進める上で重要であるため、早急な策定が必要である。
2	＜災害廃棄物等の処理に関する連携の強化＞ 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の推進を図るため、平時の備えとして、関係市町村や関係団体、関係機関等との連携を進める予定としている。		災害により発生した廃棄物の処理を迅速に実施し、生活環境の保全、被災地での復旧対策を促進するため、事業者との連携を深め、体制を強化する必要がある。
3	＜家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策＞ 災害発生時におけるごみの収集及び運搬については、収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集・運搬することとしており、そのための体制を整えている。		災害が発生した場合、ごみの収集、運搬について建設業者等の民間事業者との連携を強化し、大規模災害発生時の体制を整備する必要がある。
4	＜農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化＞ 農業用資材廃棄物の適正処理推進のため、農協、資材業者、ごみ処理業者等、関係機関との連携を図っている。		深浦町農業用廃プラスチック等適正処理推進協議会を主体とした農業廃棄物の適正処理を図っている。 また海洋における廃棄物の蓄積が、水産物や漁具への影響があると危惧されている。
5	＜大気中への有害物質の飛散防止対策＞ 特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。	6-2より再掲	災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画の策定や、関係機関・団体との連携強化等による処理体制の構築を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害廃棄物の適正処理の確保と円滑かつ迅速な処理に向けて、災害廃棄物処理計画の策定を進める。	町			町民課
○	災害発生時において、災害廃棄物の処理が円滑になされるよう、関係市町村、関係機関、関係団体等との連携を図る。	町			町民課
○	災害発生時において、円滑に家庭系災害廃棄物が収集・運搬されるよう関係事業者や関係団体との連携強化を図る。	町			町民課
○	災害発生時に農業資材等廃棄物が適切に処理されるようにするため、引き続き関係機関との連携体制の強化を図る。	町			農林水産課
○	災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の整備を図る。	県 町			建設課

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防災ボランティア受入体制の構築】			
1	<防災ボランティア受入体制の構築> 防災ボランティアのスムーズな受入のため、年1回研修会を実施するとともに、ボランティアセンターの開設、運営訓練を実施している。		防災ボランティアセンターの開設、運営を実施する町社会福祉協議会と平時から連携と情報共有を図る必要がある。
2	<防災ボランティアの育成> 災害発生時の応急対策や復旧活動を行う上で、防災ボランティアの役割や活動が重要であることから、県社会福祉協議会等と連携し防災ボランティアの育成に取り組んでいる。		県社会福祉協議会と連携し、防災訓練や研修に各種団体の参画を呼びかけ、防災ボランティアの育成を強化する必要がある。
【技術職員等の確保】			
3	<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	2-1 再掲	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続き等を訓練により定期的に確認する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。
【農林水産業の担い手の育成・確保】			
4	<農業の担い手育成・確保> 安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。		近年、若手の新規就農者が増えてきた。大規模農業における労働力不足が課題となっている。
5	<林業の担い手育成・確保> 森林の整備や木材を生産する担い手の育成確保や、雇用管理体制の改善、労働安全衛生対策への支援を実施している。		

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる
事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、受援・連携体制の構築を図るとともに、建設業・農林水産業の担い手の育成・確保や産業を支える人材の育成等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制の構築に向けて、引き続き、防災訓練において、防災ボランティアセンターの開設、運営訓練を「運営マニュアル」をもとに実施し、適宜見直しを行う。	町 町福祉協議会			福祉課
○	県社会福祉協議会等と連携し、様々なボランティア団体やNPOの参画を得ながら、防災ボランティア育成のための研修を実施するとともに、防災訓練への積極的な参加を促すなど、防災ボランティアの育成を強化する。	県 町			福祉課
○	引き続き、応援機関の受入環境を整備するとともに、連絡・要請等の実施手順や手続等を確認し、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町			総務課
○	農業を維持・発展させ、農産物を安定して供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等、労働力確保に向けた取組を実施する。	町			農林水産課
○	林業の機械化に対応した、専門的かつ高度な知識と技術を備えた林業技術者の確保に向けて、一定の能力を身に着けた後継者の育成や新規参入を推進する。	県 町			—

リスクシナリオ			
7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる 事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<水産業の担い手育成・確保> 当町の安全・安心な水産物を供給していくため、漁業労働力の需給情報の収集・提供や人材の育成などにより、新規就業者の確保・育成に取り組んでいる。		災害による被害から経済を迅速に復旧するためには、基幹産業である水産業を維持し、成長産業として発展させていくことが重要となるが、水産業従事者が減少傾向にあることから、平時から後継者の育成や新規参入を推進し担い手を確保していく必要がある。
【地域防災力の向上】			
7	<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。	1-1 より 再掲	自主防災組織の組織率は100%となっていることから、引き続き組織率を維持するとともに、活動の充実・強化を図っていく必要がある。
8	<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	1-1 より 再掲	大規模災害時に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受諾及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
9	<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、消防団員の確保のため、機能別団員制度を導入し、消防団員の確保に努めている。	1-1 より 再掲	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
【防災人材育成】			
10	<被害認定調査等の体制確保> 発災時に適切な被災者支援を行えるよう、平時より災害救助事務等の市町村担当者を対象とした説明会を開催している。		被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平時からの的確に周知すると共に、災害時には迅速かつ適切に実施していく必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる
事態

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	基幹産業である水産業の成長産業化に向けて、引き続き、水産業における課題を踏まえながら、担い手の育成・確保に取り組む。	県 町			農林水産課
○	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施する。	県 町			総務課
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部			総務課 消防署
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町			総務課
	発災時に迅速かつ適切な被災者支援を行えるよう、平時より災害救助事務等の市町村担当者を対象とした説明会を開催すると共に、発災時市町村等へ支援を行うこととなる県の職員に対して説明会や研修等を行う。	県			—

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【応急仮設住宅の確保等】			
1	＜応急仮設住宅の迅速な供給＞ 災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため、応急仮設住宅の標準設計を作成している。		応急仮設住宅の建設に関する具体的な手順等が定められていないことから、建設に関する具体的な整備マニュアルを作成する必要がある。 また、災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅が把握されていないことから、具体的なリストを作成する必要がある。
【地域コミュニティ力の強化】			
2	＜地域防災力の向上・コミュニティ再生＞ 地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を開発している。		毎年5月に町で実施する防災訓練に各地区で参加を促しているが、地区によっては参加状況が少ない状況となっており、引き続き防災訓練への参加を呼び掛けていく必要がある。
3	＜地域コミュニティ力の強化＞ 地域防災力の要となる自主防災組織は、地域コミュニティと関係が深く、有機的なつながりがあることから、その中心となる町内会の基盤強化に取り組んでいる。		地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、自助・共助の中心となる各地区の基盤強化・活性化に取り組んでいく必要がある。
4	＜農山漁村の活性化＞ 「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、その一環として地域力の再生を実現するための取組を推進している。		地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されていることから、町内会等の基盤強化・活性化に取り組む必要がある。農林水産業においては、生産者数の減少等に伴い、地域のコミュニケーションの希薄化が危惧されている。
5	＜地域コミュニティを牽引する人材の育成＞ 災害発生時に共助を支える地域コミュニティの活性化に向けて、人材育成等に取り組んでいる。		地域コミュニティの維持と活性化及び防災のため、防災士などの人材育成に取り組む必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティ・農山漁村の活性化や消防団の充実等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時に、より迅速に応急仮設住宅を供給するため、県と連携して整備マニュアルの手法について学ぶとともに、関係団体と連携して災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅のリストアップについても今後検討する。	県 町			建設課
○	地域単位での新しい形の訓練を構築・実施し、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図る。	県 町			総務課
○	地域コミュニティの中心となる町内会の基盤強化・活性化のため、引き続き、コミュニティ活動推進事業(組織に対する助成金、集会施設の建設、維持管理の補助、町内会加入促進のためのPR活動)、集会施設修繕事業、住民自治推進事業に取り組む。	町			総務課
○	あおり環境公共推進基本方針に基づき、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより地域住民の参加を促進し、水路の泥上げや草刈りなどの作業を通じて、こうした多様な主体(地区環境公共推進協議会)の参加の下で、自ら行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生を実現する。	県 町			農林水産課 建設課
○	地域コミュニティの持続と活性化に向けて、地域コミュニティをけん引するリーダーの育成に取り組む。	町			総務課

リスクシナリオ			
7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	＜地域を支えるリーダーの育成＞ チャレンジ精神、豊かな発想力、広い視野を持って、起業・創業、経営革新、地域おこしに果敢に挑戦していく人材の育成とネットワークづくりを図るため、著名な講師による講演やワークショップなどの取組を実施している。		地域コミュニティ維持・活性化のためには、地域の核となるリーダーを育成する必要があるが、リーダーの数を増やすこと、人材のスキルを上げるには継続的な取組が必要である。
7	＜消防団の充実＞ 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。	1-1 より 再掲	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
	地域コミュニティの維持・活性化を担う地域の核となるリーダーの育成に向けて、今後も継続する。	県			—
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町			総務課

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ 7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【鉄道の運行確保】			
1	<鉄道事業者との連携による早期復旧> 災害発生時における鉄道の運行確保・早期復旧を図るため、ＪＲとの間で、列車の重大事故、トンネル橋梁の崩落等、大規模な交通障害が発生又は発生するおそれのある場合における連絡体制を構築している。 また、その他の鉄道事業者との間で、緊急時対応のため、運休情報等を含む情報共有を平時から行っている。		災害発生時における人員輸送・物流の確保と、早期復旧に向けて、引き続き、平時からの情報共有をはじめ、鉄道事業者との連携を図っていく必要がある。
2	<鉄道の災害対策> 災害発生時における鉄道施設の被害状況や鉄道線の運行状況に係る情報を収集し、必要な対策を講じるため災害時初動体制マニュアルを定めている。		災害発生時の輸送体制を維持するとともに、被災した場合においても早期に復旧できる体制を構築する必要がある。
【道路施設の防災対策】			
3	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	町内を縦断している国道１０１号を中心に避難路を考えた場合、依然として多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
4	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	道路幅の改善や排水構造物の老朽化対策が必要である。
5	<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 より 再掲	災害発生時の避難路とするには、路面性状に難があり、冬季間の除排雪についても実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、鉄道事業者との連携や、道路施設の防災対策、代替交通手段の確保等の整備を推進する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	災害発生時における人員輸送・物流の確保と、早期復旧に向けて、引き続き、平時からの情報共有をはじめ、鉄道事業者との連携を図っていく。	県			—
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう鉄道外車と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、施設の安全対策等の取組を促進していく。	県			—
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町			建設課
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町			建設課
	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町			建設課

リスクシナリオ			
7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【基幹的道路交通ネットワークの形成】			
7	<基幹的道路交通ネットワークの形成> 被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を推進している。	4-3 より 再掲	
【代替交通・輸送手段の確保】			
8	<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が利用できなくなった場合の代替交通手段確保のため、航路運航事業者・航空会社等と情報共有を図っている。	1-5 より 再掲	大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は海上及び航空輸送となることから、航路運行事業者・航空会社等の連携を図っていく必要がある。
9	<代替輸送手段の確保> 海に面する当町の地域特性を生かし、災害発生時に漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の長寿命化を図るための水産物供給基盤機能保全事業基本計画を策定している。	2-2 より 再掲	大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は海上輸送となることから、策定した水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、施設保全工事を適切に行っていくほか、日常点検を着実に行うなど、施設の維持管理をより効果的かつ効率的に実施する必要がある。
【物流機能の維持・確保】			
10	<輸送ルートの代替性の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、航路運航事業者・航空会社等と情報共有を図る。	4-1 より 再掲	依然として、多くの脆弱性を有する道路を通常利用していることから、災害時においては、航路運行事業者・航空会社等と協力体制を強化する必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県			—
○	被災地への確実かつ速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を実施する。	国 県 町			建設課
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図っていく。	県 町			総務課
	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、水産物供給基盤機能保全事業計画に基づき、今後も漁港施設の長寿命化を図る。	県 町			建設課
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう航路運航事業者及び航空会社等と一層の情報共有を図っていく。	県 町			総務課

附属資料 リスクシナリオごとの対応方策

令和3年3月

深 浦 町 総務課 消防防災係

〒038-2324 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢 84-2

TEL:0173-74-2111 FAX:0173-74-4415